

(財)山梨県林業公社緑のオーナー制度（分収育林事業実績）13件の概要

年度	育林地の所在	面積 (ha)	算定額 (万円)	口数	契約日	期間	収益歩合	
							オーナー(%)	所有者(%)
* 61	南アルプス市平岡字深沢294-5番1	4.76	13,800	46	S62.3.27	23年	50	40
* 62	山梨市牧丘町金子字小嵐山7128-6番2	7.79	19,500	65	S62.12.13	23年	50	40
63	甲州市大和町日影字古部土地597-16番1	5.00	13,500	45	S63.12.10	25年	50	40
1	南アルプス市平岡字山338-10	6.38	18,300	61	H1.12.16	25年	60	30
2	山梨市三富上金口字石原基次1181-1	6.37	18,800	46	H2.12.21	20年	60	30
3	南アルプス市高尾字高尾山704-52番4	4.55	13,200	44	H3.12.20	20年	60	30
4	山梨市牧丘町金子字小嵐山7128-59	6.42	18,900	63	H4.12.4	25年	60	30
5	上野原市秋山字西原ノ入3084番	4.30	15,300	51	H5.12.22	25年	60	30
6	山梨市三富上金口字長坂76-4番	2.60	9,000	30	H7.3.28	32年	50	40
7	笛吹市芳川町中芦川字入沢1293番1	3.00	8,400	28	H8.1.12	30年	50	40
8	南都留町下佐野字家の向860-1番3	3.66	9,000	30	H9.2.20	31年	50	40
9	近赤村字小幡3389-19番4	3.45	10,500	35	H10.3.16	30年	50	40
10	笛吹河口湖町大石字久保井山2744番4	3.19	9,000	30	H11.1.29	32年	50	40
計		61.47	172,200	574				

上記*印が前ページの廻所である。

(財)山梨県林業公社

7-(4)

- (1) (財)山梨県林業公社は、同法人の所有でない「山梨県林業公社造林推進協議会」の通帳を保管しているので協議会に返却する必要がある。
- (2) 普通預金の4口座からお金を引き出せる銀行の払戻請求書に金額欄が白地で、名義を記入し、また銀行届出印を押印しているものが約20枚あったため事故防止のために早急に廃棄すべきである。

- (3) 収入印紙売却代200円が保管されていたが境外となっているため現金出納簿に記入すべきである。

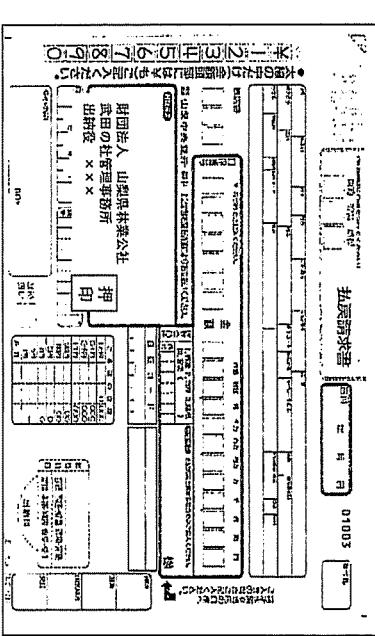
(1) (財)山梨県林業公社の所有でない通帳を保管し解約していない口座がある。

金融機関	支店	口座番号	名義	金額
みずほ銀行	408	普通 1439×××	山梨県林業公社 造林推進協議会	×××

上記の山梨県林業公社造林推進協議会は、平成17年6月9日事務引継ぎが終了し、現在は甲府市徳行4-11-20 山梨県林業会館内に移っている。事務引継ぎの徹底と上記の通帳を協議会へ返却することが必要である。

(2) 普通預金を引出すときの銀行の払戻請求書に届出印を押印して、約20枚保管しているのは危険である。引出可能な口座は次のとおりであり、平成20年3月31日の残高もかなりあることから、白地の払戻請求書に押ししてあるものは、管理者立会のうえ廃棄すべきである。

金融機関	支店	口座番号	名義	金額
山梨中央銀行	県庁支店	普通 655×××	(財)山梨県林業公社 武田の杜管理事務所	3,666,889円
山梨中央銀行	北新支店	普通 124×××	出納役 ××	115,794円
山梨中央銀行	県庁支店	普通 655×××	(財)山梨県林業公社 金川の森管理事務所	8,532,669円
山梨中央銀行	御坂支店	普通 239×××	出納役 ××	249,384円



(財)山梨県林業公社

7-(5)

(1) 固定負債に計上されている一般会計の損害てん補積立金9,700,000円について、当該計上および取崩の基準が明確でなく利益留保性引当金であるため、全額取崩を行い利益に計上すべきである。また、この件は平成16年度の山梨県代表監査委員より指摘されているにも係わらず是正が行われていない。

(2) 固定負債に計上されている一般会計の退職給付引当金は、重要な会計方針の引当金の計上基準に準拠せず、4,735,154円引当不足となっている。重要な会計方針に準拠した適切な会計処理が必要である。

(1) 固定負債に計上されている損害てん補積立金9,700,000円は平成17年3月10日付で山梨県代表監査委員より平成16年度財政的援助団体等の監査結果として、是正改善を要する事項の中で「損害てん補積立金の計上および取崩しの基準が不明確であった。」との通知を受け、平成17年6月30日に損害てん補積立金の今後の取り扱い方針を理事長承認のうえ次のように決めた。

損害てん補積立金の今後の取り扱い方針

損害てん補積立金は、これまでに損害賠償請求もなく、今後も請求の可能性は極めて小さいため取り崩すこととする。
取り崩した積立金は、平成17年6月1日に策定された財団法人山梨県林業公社経営計画の経営方針に沿って行う持分譲渡に伴う農林漁業金融公庫借入金の繰上償還の原資とする。

平成17年度、平成18年度、平成19年度の3年間理事長承認の取り扱い方針が遵守されなかった。

損害てん補積立金の過去の経緯

「損害てん補積立金は、林業公社の分取造林地に係る火災や風水害等により他に損害を及ぼして、賠償等の必要が生じた時のために積み立てたものである。過去の收支計算書等により調べたところ、平成4年度から平成7年度までの4年間に毎年度2,425,000円積み立てし、現在は損害てん補積立金として残高が9,700,000円となっている。」

(2) 退職給付引当金 4,735,154円が計上不足のため正味財産増減計算書の当期一般正味財産増減額(一般の会社でいう経常利益)がさらに4,735,154円赤字が増えることになる。

(株)山梨県林業公社

7- (6)

(株)山梨県林業公社の財務諸表に対する注記に次に記載がある。

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

(2) 森林資産の評価基準および評価方法

(3) 固定資産の減価償却の方法

(4) 引当金の計上基準

退職給付引当金・・・職員の退職手当の支給に備えるため、期末日における自己都合退職の場合の要支給額を計上している。



林業公社で重要な会計方針を明示しながら当該重要な会計方針に準拠しないで決算報告がなされている。

山梨県林業労働センター事業において、補助事業、委託事業の人件費の管理について改善すべき点がある。

公社の林業雇用改善アドバイザー2名が下記の複数の事業に係わっているが、これらの事業の人件費への按分は各人の作業従事量等に基づいて各事業への従事量を集計し配賦しているが、人件費を按分するための従事量を集計する月報について、1日の代表的な作業従事内容に係る事業が記載されているのみであるため、1日における事業毎の作業従事量が把握できるような月報を作成すべきである。

- ・ 地域林業雇用改善促進総合対策事業（国の委託事業）
- ・ 林業就業促進総合対策事業（国及び県の補助事業）
- ・ 森林整備担い手対策事業（県の補助事業）
- ・ 緑の雇用担い手対策事業（全国森林組合連合会の委託事業）

山梨県立県民の杜保健休養施設管理受託事業

(1) 週売用商品について期末在庫の実地棚卸及び棚卸資産計上が行われていないので、期末には実地棚卸を実施し、また、棚卸資産として資産計上を行いうのが望ましい。

(2) 指定管理者制度において、資本的支出が行われた場合に資産計上せず、一括して費用計上が行われているが、資産計上した上で償却計算が必要となる。あるいは、30万円未満のものは少額減価償却資産として資産計上した上で全額償却計算が必要となる。

(1) 山梨県立県民の杜保健休養施設では、来訪者に対してクラフト体験事業を行っているが、その際工作用材料としてクラフト材料、木炭筆、葉書等を販売している。これは販売用の商品であるため、期末には実地棚卸を実施し、また、棚卸資産として資産計上を行うべきである。

(2) 指定管理者制度において、「管理運営基準」に基づき 20万円以上の支出は県の負担、20万円未満の支出は指定管理者の負担となる旨規定されている。指定管理者としての契約期間終了時に当該資本的支出に係る施設については原状回復処理または県の所有となる旨も規定されていることから、10万円以上 20万円未満の支出について一括して費用計上が行われている。指定管理者制度に伴う受託事業は税務上収益事業に該当するため、資本的支出に該当する支出については資産計上した上で償却計算が必要となる。あるいは少額減価償却資産として資産計上した上で全額償却計算が必要となる。但し、法人税の申告に当たっては少額減価償却資産の明細の添付が必要であり、年間 300万円が限度となる。

(財)山梨県林業公社

7-(7)

山梨県立武田の社保健休養林管理受託事業

- (1) 切手等の貯蔵品計上が行われていないので、期末在庫について計上することが望ましい。
- (2) 販売用商品（プランター）について受払管理、期末在庫の実地棚卸及び棚卸資産計上が行われていないので、期末には実地棚卸を実施し、棚卸資産として計上を行うことが望ましい。
- (3) アルバイトに対して支払われている給与について、所得税の源泉徴収が行われていないので、源泉徴収することが必要である。

- (1) 切手・はがきについて受払管理台帳を設けて管理し、また、期末在庫については実地棚卸を行っているが、期末に資産計上は行われていない。現金等物である切手・はがきの期末在庫について貯蔵品計上が望ましいと思われる。

平成 20 年 3 月 31 日現在期末残高：70,312 円

- (2) 山梨県立武田の社保健休養施設では、「森のおしゃれ工房」「森の学校」等として来訪者に対してクラブ体験事業を行っているが、その際工作用材料としてサービスセンターにおいてプランター等を販売している。これは販売用の商品であるため受払管理を行い、期末には実地棚卸を実施し、また、棚卸資産として資産計上を行うことが望ましい。

- (3) キャンプ参加者のテント張りの援助のために、繁忙期にアルバイトの学生を短期間に雇用している。その際に雇用者から扶養控除申告書を徴収していないため、「給与所得の源泉徴収税額表」の乙欄での所得税の源泉徴収が必要となる。また、「給与所得の源泉徴収税額表」の甲欄適用とすることにより、短期アルバイトのほとんどの場合において所得税の源泉徴収が必要となることから、雇用時に扶養控除申告書を徴収することが必要と思われる。

(財)やまなし産業支援機構

8-(1)

委託料を 16,392,166 円過大に過去 2 年間受けている。具体的には提案公募型研究開発事業（経済産業省）において、当財団は管理業務を行い、当該事業費のうち直接経費の合計額の 10% を限度として一般管理費率を乗じた金額が当法人の純額の委託料収入となる。（ただし、実績経費率が 10% に満たない場合には、その実績経費率をもって一般管理費率とする。）

当法人の場合は実際の実績経費率が 10% 未満であるが、事業費用である減価償却費（リース設備減価償却費）951 百万円を管理費に計上することで一般管理費率を実際は 2.6% であるが 9.4% の委託料を受けている。このため平成 19 年度は 8,057,283 円、平成 18 年度は 8,334,883 円委託料を過大にもらっていた。

一方で、実質経費率の算出方法において、公益法人に特別として認めている間接事業費を除外できる規定を広義に解釈すると、同比率は上限の 10% を超えるとの見解もある。しかし、その見解を裏付ける記載事項は現状不十分である。今後は管理費を正確に把握する必要がある。

平成 18 年度事業収益の中にリース料 1,030 百万円が計上され、そのリース料の原価の大部分を占める減価償却費（リース設備減価償却費）951 百万円を事業費用とせず、反対に保険料（リース損害保険料）9 百万円、公租公課（リース設備固定資産税）47 百万円を事業費用に計上している。

貸倒引当金繰入額は、設備貸与事業および創出的創出事業に対して平成 18 年度は 635 百万円計上され、貸倒引当金取扱額が経常収益に 554 百万円計上されている。このため、事業費用として計上すべき額は差額の 80 百万円でよいことになる。その他の費用科目で一部調整を必要とする項目もあるが、簡算から除外した。

そこで、正しいリース設備減価償却費・貸倒引当金繰入額の表示方法を示せば、次のとおりとなる。

（単位：円）

	現状の表示方法	正しい表示方法
経常費用	2,383,677,178	2,780,900,906
事業費用	—	951,923,991
貸倒引当金繰入額	635,021,436	80,321,273
管理費	1,024,084,911	72,161,920
減価償却費	951,923,891	—
(リース設備減価償却費)		

（平成 18 年実績）

上記の現状の表示方法に基づく実績経費率は、
1,024,084,911 円 / 2,383,677,178 円 = 43.0%
(但し 10% が限度)
正しい表示方法に基づく実績経費率は、
72,161,020 円 / 2,780,900,906 円 = 2.6%

⇒

このペーセント差
(10% - 2.6%) に事業の直接経費を乗
ずると過大受取りの委託料収入とな
る。詳細は次ページのとおりである。

分母は事業費総額、分子は管理費総額（平成18年度実績である）

参考 平成19年度の実績経費率
 $(1,009,875,461円 - 953,999,582円) / (2,023,457,398円 + 953,999,582円 -$

減価償却費

$460,652,867円 + 6,361,814円) = 55,875,879円 / 2,523,165,928円 = 2.2\%$

賃金引当金分調整

公益法人等が国から一般管理費について委託料を受ける場合の一般管理費の実績経費率の算定について、平成18年10月の中小企業庁経営支援部技術課による経理処理要領では次のように規定されている。

一般管理費

一般管理費^{※1}については、原則として直接経費^{※2}の合算額に、10%を上限とした一般管理費率を乗じて算出すること。（ただし、一般管理比率を示す資料が提示できない場合は、一般管理費を計上できない。）

また、契約時における直近実績経費率が、10%に満たない場合は、その実績経費率をもって一般管理費率とする。
 新設法人（企業再編による場合も含む）の場合は、上限である10%を一般管理費率とする。

$$\text{実績経費率} = \text{一般管理費} \div \text{売上原価} \times 100 \quad (\text{小数第2位を切り捨てる})$$

※ 1 ここでいう一般管理費は、損益計算書記載の「販売費及び一般管理費」のうち、次のいずれかにより、販売費とみられる科目を控除した額とする。

- ・一般管理費の額が損益計算書に明記されている場合は、損益計算書上に明記されている一般管理費の金額を一般管理費とする。
- ・一般管理費が損益計算書に関する「注記事項」で補足できる場合は、「販売費及び一般管理費」の金額に、「注記事項」に記載されている割合を乗じて、一般管理費を算出する。
- ・一般管理費が損益計算書で補足できない場合は、「販売費及び一般管理費」から除外すべき販売費の費目は、会社の証明によることになるため、除外すべき費目名と金額を列挙し、その合計額を「販売費及び一般管理費」から控除した金額を一般管理費とする。

独立行政法人化された大学及び私立大学の場合は、

$$\text{「実績経費率（%）} = \text{管理費} \div \text{消費支出の部合計} \times 100\text{」}$$

管理費 = (人件費 - 教員人件費) + 管理経費 で算出する。

公益法人の場合、

$$\text{「実績経費率（%）} = \text{管理費} \div (\text{総事業費} - \text{間接事業費}) \times 100\text{」}$$

間接事業費は、管理費が発生しないことが例外的に証明できるものに限る。

※ 2 「直接経費」とは、研究開発活動を行う上で、直接的に必要となる経費である。よって、外注による調査費、成果報告用に作成するCD-ROM作成費、印刷費、会場借料、翻訳費、その他これに類するもの（研究開発に直接要しないもの）を含めないこと。

(財)やまなし産業支援機構

8-(2)

- 金庫の中に当初不明の現金 66,700 円（下記①②③④）、会計処理未済の簿外現金 18,980 円（下記⑤⑥）、一旦支出した費用を他用金に使用した 5,000 円（下記⑦）などが含まれていたので適正な会計処理及び管理が必要である。
- ① 封筒の中に当初不明の現金 66,700 円（下記①②③④）が内容を確認したところ、基金のための寄附積立金であることが分かったが、寄附されないまま現在に至っていた。
 - ② 職員名が記された封筒の中に 9,000 円があり当初内容が不明であったが、内容を確認したところ、過年度に行われた納涼会の会費を徴収したものであり、親睦会に関わるものであるとのこと。過年度の現金を親睦会の通帳に入れず、そのままにしておくのは望ましくない。
 - ③ 現金書留封筒の中に現金 2,700 円があり、当初内容不明であったが、内容を確認したところ K 社からの預り金であった。これについては相手方に返却予定のことである。
 - ④ 会費と記された封筒の中に 5,000 円の現金が入っており、内容を確認したことから職員の送別会で本人から徴収したものとのこと。過年度の現金を親睦会の通帳に入れず、そのままにしておくのは望ましくない。
 - ⑤ 票書、切手等を旧役員に売却した代金 980 円、職員に売却した代金 8,000 円があったが、これは受払額等に未記載であった。
 - ⑥ 某銀行と懇親会を行い、6 人から個人負担金 18,000 円を徴収したが、この現金を保管していた。
 - ⑦ 某社の竣工式の祝儀 10,000 円を経理上支出したが、相手が受け取らなかったため現金として保管しており、これを戻入していなかった。
 - ⑧ 法人として 5,000 円のお祝金を経理処理し、相手方が受け取らなかったため一旦金庫に戻したが、これを戻入せず再度別件交際費に使用した。
 - ⑨ 機器に対するお中元（ビール券など 36 枚）が保管されていたが、これについては返却予定とのことである。
 - ⑩ 職員個人の定期積金証書、積立金残高等があった。法人の金庫に個人的なものは入れるべきではないと考える。

平成 19 年度および平成 18 年度において、契約時にリース設備を資産に計上した件数及び総額は、次のとおりであり問題である。
(単位：円)

(2) 県単独設備貸与事業会計
(単位：円)

貸与先コード	企業名	リース設備額
07-059	株CS KSH	17,493,000
07-082	株AR	25,344,627
07-093	株CK	2,603,725
07-102	M・K	9,500,000
07-110	株SD	17,000,000
07-113		26,418,000
	合 計	98,364,552

リース設備（資産）について、今まで継続して契約しただけで資産計上している。リース設備を資産として計上する時点は、契約時ではなく、リース設備が納品され検収された段階である。平成 19 年度契約時に資産計上したものは 9 件 139 百万円であるため、今後はリース設備が納品され検収された段階で計上すべきである。

この件に関して、平成 16 年度会計部会（旧全貸協設置部会）において、会計上好ましくないとした検討結果を受けて、「小規模企業設備資金事業会計処理マニュアル」においては、検収時点の処理に改め、契約時には未払金を計上しないこととされ、平成 18 年度から適用されているが、当該処理基準に準拠せずに今日に至っていた。

平成 19 年度契約時に資産計上したリース設備（資産）は次のとおりである。
(1) 設備専入支援事業会計
(単位：円)

貸与先コード	企業名	リース設備額
07-059	株CS KSH	24,990,000
07-082	株SF 株SR	4,899,300
07-101	合 計	11,500,000
	(1) + (2) 総合計	41,389,300
		139,753,652

(財)やまなし産業支援機構

8-(3)

(財)やまなし産業支援機構

8—(4)

★★設置延期分の割賦設備とリース設備の取り扱いについて

設備貸与事業における割賦設備とリース設備の計上は、ユーザーに設備を引き渡した（検収）時点で行うことから、設置延期分に係るものは、次年度以降の会計年度で計上することになる。

従って、当該年度の都道府県借入金収入と公庫借入金収入（貸与原資を投入している場合は、貸与原資準備積立預金取崩収入を加える）の合計額は、割賦設備購入支出とリース設備購入支出の合計額と一致しない。対外的な説明を円滑に行うため、「収支計算書に対する注記」に別添のとおりの記述を加えることとする。

「旧設備貸与機関標準会計基準」では、割賦設備とリース設備の計上を契約ベースで行っていたため、設置延期分については、未払金を計上して当該会計年度で処理をしていたが、平成16年度会計部会（旧全貸協設置部会）において、会計上好ましくないとした検討結果を受け、「小規模企業設備資金事業会計処理マニュアル」においては、検収時点の処理に改め、未払金を計上しないこととしている。

収支計算書に対する注記

別添

- 資金の範囲
- 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳
- 平成〇〇年度設備貸与事業の事業実績額等

(単位：円)

事業実績額	貸与設備購入支額	借入金取崩等			
事業名	金額	科目	金額	科目	金額
都道府県事業	×××	割賦設備購入支 出	×××	都道府県借入金 收入	×××
リース事業	×××	割賦設備未検収 額	×××	公庫借入金収入 (貸与原資準備積 立預金取崩収入)	×××
	×××	リース設備購入 支出	×××	リース設備未檢 收項	×××
	計		×××	計	×××

債務保証準備積立金（固定負債）35,466,000円のうち、本来あるべき額は

6,875,000円であり、28,590,800円は過大に計上されている。このため、同額を取崩し、過大計上されている代位弁済準備積立資産（特定資産）を11,090,800円、出捐金（その他の固定資産）17,500,000円も取崩す必要がある。

- (1) 債務保証準備積立金（固定負債）35,466,000円の内訳は、次のとおりである。

- ① 代位弁済準備積立資産（特定資産）
17,966,000円
② 出捐金（その他の固定資産）
17,500,000円

このうち②の出捐金は、（財）日本立地センターに対するものであり、当該財團法人の寄附行為では、次のように規定されている。

第39条（残余財産の処分）

本財團が解散の際に有する残余財産は、評議員会の審議を経た上、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を得、かつ経済産業大臣の許可を受けた、本財團と類似の目的を有する他の法人又は団体に寄附するものとする。

従って、出捐金は資産として計上すべきではない。また、当該出捐金にて、債務保証準備積立金（固定負債）を計上すべきでもない。

修正仕訳としては、次の処理が必要となる。

債務保証準備積立金 17,500,000／出捐金 17,500,000

(2) (財)やまなし産業支援機構は債務保証事業特別会計において、債務保証を実施すると同時に（財）日本立地センター（テクノボリス）債務保証基金に再保証の申込を行う。再保証は借入元本の100分の50を限度とする。

- | | |
|--------------------------|-------------|
| ① 平成20年3月末債務保証残高 | 13,750,400円 |
| ② 債務保証残高×50% | 6,875,200円 |
| ①-(2)=必要な債務保証準備積立金（固定負債） | 6,875,200円 |
- 従って、代位弁済準備積立資産（特定資産）は6,875,200円あれば十分であるが、実際の貸借対照表への計上額は17,966,000円であり、11,090,800円過大に計上されている。修正仕訳としては、次の処理が必要となる。

債務保証準備積立金 11,090,800／代位弁済準備積立資産 11,090,800
(固定負債)
(特定資産)

現状の貸借対照表

資産	負債
代位弁済準備積立資産 出 捐 金	債務保証準備積立金 35,466,000 (内訳)①代位弁済準備積立資産 17,966,000 ②出 捐 金 17,500,000
あるべき貸借対照表	
代位弁済準備積立資産	6,875,200 債務保証準備積立金 6,875,200

(財)やまなし産業支援機構

8-(5)

(1) 平成 19 年度の未払費用の中にリース設備固定資産の未払費用が 47,754,800 円計上されているが、これは平成 20 年度分であり、平成 19 年度に費用計上するものではない。

(2) 資産の部の「その他固定資産」の中に出捐金 19,390,000 円計上されている。

その内訳は

① 財団法人日本立地センター	17,500,000 円
② 財団法人全国中小企業取引振興協会	1,890,000 円
① + ② 合計	19,390,000 円

であるがこの出捐金は当該財團の寄附行為上解散しても(財)やまなし産業支援機構に資金が戻らないものであるため、資産に計上するべきではない。実質的に

は寄付金処理が妥当であると考える。①については、別の項で記載済みである。

(3) 登記簿謄本の「資産の総額」が 24 億 7,900 万円となっているが、実際の資産の総額は 32 億 92 万円である。登記簿謄本の修正が必要であったが、平成 20 年 12 月 1 日以降特別財團法人・特別社団法人の「資産の総額」は、職権抹消されることとなつた。

(4) 平成 19 年度やまなし知的財産戦略推進事業を行つに際し、謝金 525,000 円(25 日分)と旅費 64,150 円(25 日分)をまとめて支払っている。その時、謝金部分についてのみ源泉所得税を支払額の 10%徴収しているが、源泉所得税として徵収すべき額は、謝金と旅費をまとめて現金で支払う場合、旅費分も含めて源泉

する必要がある。

(1) 平成 19 年度決算報告書の正味財産増減計算書において、公租公課(リース設備固定資産税)が 47,754,800 円計上されているが、この金額は平成 20 年度分のリース設備の償却資産税である。平成 19 年度において、次の決算修正が行われたものであるが、費用計上期間が 1 年早すぎる所以適正な会計処理が必要である。

公租公課(リース設備固定資産税)	47,754,800	未払費用	47,754,800
正しくは、平成 20 年度に公租公課(リース設備固定資産税)を計上すべきである。			

(2) 資産の部の「その他固定資産」の中に出捐金 19,390,000 円計上されているが、出捐している団体の寄附行為を確認したところ解説しても出捐金の返金はなく、また、解散前に出捐金の返戻を要求しても返還されないため、実質的には寄付金として処理することが妥当であると考える。上記の①については、別の項で記載済みである。

(3) 登記簿謄本の「資産の総額」は、平成 20 年 12 月 1 日以降職権抹消されることとなつた。

(4) 謝金を旅費と共に現金で支払うときの源泉徴収税額は謝金と旅費の合計に対し 10%であることに留意する必要がある。

(財)やまなし産業支援機構

8-(6)

固定負債にリース設備引揚準備金 5,793,461 円が計上されているが、重要な会計方針に引当金の計上基準の記載がない。リース期間満了時の引揚費用は、契約書上 昭和 61 年から平成 11 年まで当財團の負担となっていたが、平成 12 年以降リース設備を設置した企業の負担となつた。このため、平成 11 年以前のリース物件が残っているので、それに伴う引揚費用についてはリース設備引揚準備金は必要である。

平成 3 年 12 月にリース期間満了時の対応指針が機構内で次のように示された。
 ＊「リース設備引揚準備金」の積み立て限度額
 再リース料の積み立て額は、再リース料収入から固定資産税を除いた額とする。再リースの実施にあたっては、固定資産税以外の経費も発生するが、ごく僅かな金額と推測されるので、控除する額は、固定資産税だけとする。
 7 年リースの場合の再リース料の内、固定資産税の占める割合は約 25% である。貸与機関が行うリースの 8 割弱が 7 年リースであるので、積み立て計算上他のリース期間の場合もこれを適用する。

積み立て限度額 = (再リース料 × 75%) ÷ 再リース企業数 × リース先企業数
 ※ 準備金の限度額については、概ね 5 年毎に見直すものとする。

アイヌセ山梨の施設利用承認に係る事務処理の誤り

平成 20 年 4 月分と 5 月分の利用承認申請書を査定したところ、次のような事務処理があった。

展示場又は会議室について、利用日の数ヶ月前に利用承認申請を受け付け、利用承認を行い、利用料の請求を行ったが、納期期限までに入金されず、請求書を再発行して入金された事例が 9 件あった。利用規程第 5 条第 1 項第 3 号には、期限後 10 日を経過しても利用料が納入されない場合は、利用承認を取り消すことができる事が規定されているが、今回の事例については、指定管理者としてこのことに関する精査を経ることなく事務処理を行っていた。
 イベント終了後に利用承認が行われ、利用料がイベント終了後から 1 ヶ月後にに入金となっていた事例が 2 件あった。利用承認については、山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例第 8 条において、利用者はあらかじめ承認を受けることとなっているが、条例に基づく事務処理が行われていなかつた。
 会議室について、利用日の数ヶ月前に利用承認申請を受け付けたが、利用承認が利用日の 4 日前であり、請求書の納定期限が利用後となっている事例が 1 件あり、指定管理者として利用者に対する迅速なサービスが行われていなかつた。
 指定管理者としては、利用者に良好なサービスを提供することが責務であり、そのためには法令等に基づく適正な事務処理を行うことが必要である。

(財)やまなし産業支援機構

8-(7)

山梨県から(財)やまなし産業支援機構に対し、「やまなし入材確保支援サイト(無料職業紹介事業)に係る求人開拓等委託業務」を委託している。この委託費は、平成18年度・平成19年度に400万円づつ山梨県から支払っているが、最終的に求人と求職がマッチした件数は平成18年度6名・平成19年度13名となっている。現状では効果が薄く、事業の見直しを行うか(ハローワークの活用や委託を民間に依頼する等)、廃止も検討すべきである。

平成19年度のやまなし入材確保支援サイト(無料職業紹介事業)による求人開拓等委託業務の内容は、情報収集であり、具体的には次のようにになっている。

- 求人開拓業務(ただし、委託金額は求人一人あたり1,000円とし、1,000,000円を限度とする。求人1,781人（金 1,000,000円）)
 - 求職(人材)開拓業務(ただし、委託金額は求職一人当たり3,000円とし、1,500,000円を上限とする。求人795人（金 1,500,000円）)
 - データ組成処理(ただし、委託金額はデータ一人あたり1,000円とし、1,500,000円を上限とする。)
- 求人 (1,781人+795人=2,576人) (金 1,500,000円)

上記業務の実態は次のとおりである。

リース 設備 貸出先	平成20年 3月末 貸残高	当初		条件変更後		毎月の 返済残額
		基準 時点	返済期限	約定期限	返済期限	
A社	128,370,744	204	H15年4月~ 24年1月	2,607,052 ~25年10月	H20年4月 7月~	4~6月 781,399 1,571,253
B社	46,546,000	206	H19年6月~ 26年5月	629,000 ~26年12月	H20年6月 93,290	~26年12月 595,710
C社	39,648,000	205	H15年10月~ 22年9月	1,239,000 ~23年11月	H20年5月 350,000	~23年11月 889,000
D社	20,350,000	201	H15年6月~ 22年11月	675,200 ~22年11月	H20年1月 0	H20年1月 675,200
合計	234,914,744				5,150,252	2,014,543 3,155,709

(財)やまなし産業支援機構

8-(8)

設備貸与事業に係る債権が平成20年3月末現在8,533百万円あり、当該債権について、①正常債権(第I分類)、②要注意先(第II分類)、③破綻懸念先(第III分類)、④破綻先(第IV分類)に区分して、それぞれの分類に応じた回収不能予定額を貸倒引当金として計上している。この計算にあたり貸出先が債務超過のケースもあり、弁済額を半額以下に条件変更した相手先4件についても正常債権として分類していたため回収不能予定額が少なく計上されているので、貸出先の分類に再検討が必要である。

リース設備貸出先

リース設備貸出先		概要
A社	20年4月~21年3月まで	11ヶ月間返済額の条件変更
	20年7月から1口分返済を弾用、約定期限は1年 1,550千円	
B社	20年6月~12月まで	7ヶ月間利息のみへ条件変更
	21年1月から約定期限に戻し、最終期限を7ヶ月間延長	
C社	19年10月	事実上倒産、全権機関への支払不能となる
D社	20年5月に約定期限を償済して条件変更、約定期限74ヶ月間延長	20年1月~3月まで3ヶ月返済を猶予、返済割合は20年1月~9月の6ヶ月間にわたり返済額に加重して回収、最終期限の延長なし

求人と求職がマッチした中には、平成19年度にそれぞれ1名づつ委託先である山梨県の労政雇用課が採用した人数も含まれている。求人と求職をマッチさせるのは、山梨県の職員が平成18年度は職員1名、平成19年度は非常勤嘱託1名専属で行っていた。

従って、平成18年度は上記委託費400万円と職員の人事費800万円×50% =400万円の合計約800万円の費用がかかり、平成19年度は上記委託費400万円と非常勤嘱託の人件費230万円の合計630万円の費用がかかっている。

求人と求職をマッチさせることは重要なことであるが、ハローワークの活用や民間の求人情報の活用を考慮した上で、当該事業の見直しおよび廃止を検討すべきである。

山梨県信用保証協会

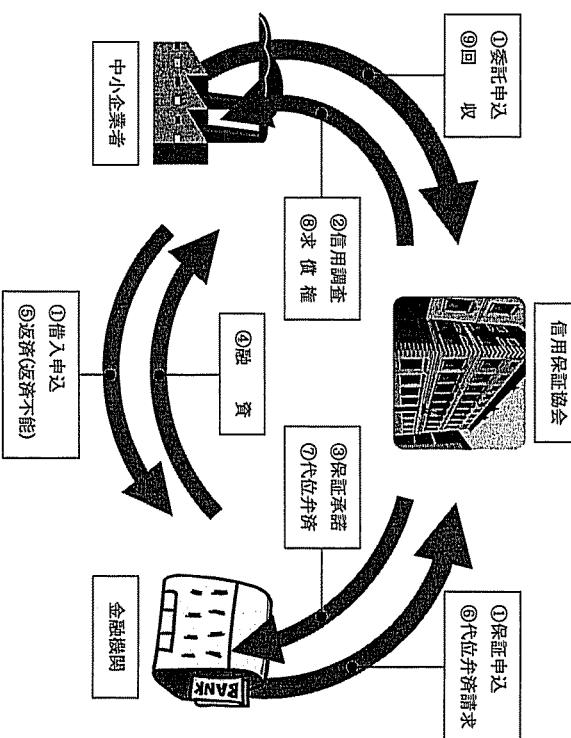
9-(1)

山梨県信用保証協会の業務の概要

信用補完制度の仕組み

(1) 信用保証制度

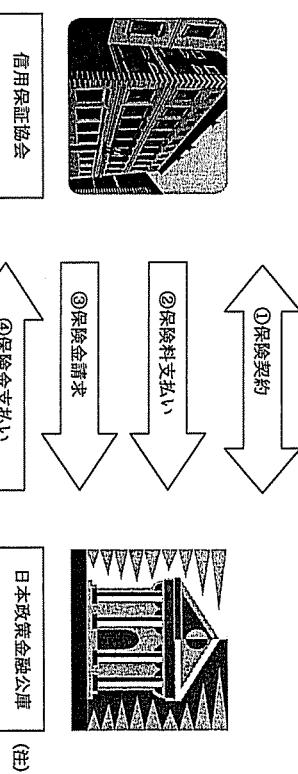
信用保証協会は、都道府県を単位として47協会、市を単位として5協会、あわせて全国で52の協会が設けられており、信用保証制度の仕組みは次のとおりくなっている。



- 1 信用保証の申込みは、融資を申し込んだ金融機関を経由するのが一般的である。
- 2 商工団体、自治体に直接申込みする方法もある。
- 3 事業内容、資金の妥当性、将来性などを調査・審査し、保証の諾否を決定する。
- 4 保証の承諾を決定した場合は、信用保証書を金融機関に交付する。
- 5 融資条件により、金融機関に返済を行う。
- 6 万一、返済が履行されない事態になったとき、金融機関は信用保証協会に弁済の請求を行う。
- 7 信用保証協会が代わって金融機関に弁済（代位弁済という）を行う。
- 8 以後、信用保証協会に返済する。

(2) 信用保険制度

信用保証協会の信用保証制度を補うため、日本政策金融公庫の信用保険制度がある。信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出そん金や負担金を受けることにより信用保証業務に伴うリスクに対し資金的な裏付けを行い、信用保険制度により代位弁済に伴う負担が軽減される。このため、信用保証協会は広範な中小企業の方々の金融を円滑にすることができます。



- (注) 平成 20 年 10 月 1 日中小企業金融公庫から組織変更を行った。
- 上記より信用保証協会は、代位弁済を行うと 70%~80% の保険金を日本政策金融公庫から受け取り、山梨県は一部制度融資について、約 13% 前後を保証協会へ損失補償を行っている。

- 1 信用保証の申込みは、融資を申し込んだ金融機関を経由するのが一般的である。
- 2 事業内容、資金の妥当性、将来性などを調査・審査し、保証の諾否を決定する。
- 3 保証の承諾を決定した場合は、信用保証書を金融機関に交付する。
- 4 金融機関から融資が行われる。
- 5 融資条件により、金融機関に返済を行う。
- 6 万一、返済が履行されない事態になったとき、金融機関は信用保証協会に弁済の請求を行う。
- 7 信用保証協会が代わって金融機関に弁済（代位弁済という）を行う。
- 8 以後、信用保証協会に返済する。

山梨県信用保証協会

9—(2)

山梨県信用保証協会は全国ベースで考察した場合、代位弁済率はワースト3、
基本財産の悪化状況はワースト3となっている。
このような状況の中で、平成17年度に基金準備金を取崩したため保証協会自ら平成20年度に黒字化するという経営に関する改善計画を策定したが、黒字化が困難となった。平成20年度以降、新たに経営に関する改善計画を策定することが今後想定される。①県費として常務の入件費の補助金があり、②過去6期連続して赤字であること。③収支差額変動準備金を平成14年度から平成17年度に総額815百万円を取崩したために平成17年以降平成19年度までに基本財産のうち基金準備金を235百万円取崩しきおこなったこと等を総合的に勘案すれば、経営改善計画の中に収益の改善対策および費用の改善対策のさらなる見直しも検討する必要がある。

代位弁済率(ワースト5)					(単位:%)
年 度	ワースト1	ワースト2	ワースト3	ワースト4	ワースト5
平成17年度	A協会4.36	B協会3.91	山梨県3.83	F県3.68	G県3.65
平成18年度	C県3.95	E県3.84	山梨県3.47	A協会3.40	H県3.35
平成19年度	D県5.06	E県4.81	山梨県4.65	G県4.29	I県4.04
					2.71

山梨県信用保証協会の代位弁済額
平成17年度 8,078 百万円
平成18年度 6,539 百万円
平成19年度 7,933 百万円

基本財産の悪化状況(平成19年度) (単位:百万円)

都道府県市	基本財産		
	基金	基金準備金	金融安定化特別基金
ワースト1 A協会	54,093	0	0
ワースト2 A協会	11,639	193	570
ワースト3 山梨県	4,728	4,671	0 (注)
ワースト4 G県	10,183	8,334	57

(注) 平成10年度から平成19年度までにおいて、26億円全て使い切る。

山梨県信用保証協会の過去の収支状況は、下記のとおりである。

年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
損 益	▲ 175	▲ 206	▲ 410	▲ 250	▲ 32	▲ 35	赤字見込

但し、平成18~20年度の経常改善計画と実績を比較すると下記のとおり、協会自体相当な努力を行っていることは確認できる。

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
経常改善計画	▲ 155	▲ 239	黒字化(+58)

■の部分が山梨県信用保証協会の赤字部分である。

(財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター

10-(1)

土地の取得価額 44,189,071 円の中に構築工事代 10,784,000 円、舗装工事代 2,460,000 円、橋梁工事代 4,280,000 円等が含まれているため、土地代から除いて構築物勘定に振替えて減価償却を実施すべきである。現状では、土地勘定（非償却資産）で処理しているため費用化することができないので適切に会計処理すべきである。

(財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター駐車場等拡充整備費の実績額は次のとおりであり、この全額を土地勘定で処理しているのは誤りであり、修正する必要がある。

項目	実績
① 土地代	7,826,000 円 (A 氏 81.15 m ² 分)
② 建物等補償料	15,888,204 円 (内訳は A 氏 12,634,000 円、B 氏 3,264,204 円である。)
③ 造成費	460,000 円
④ その他	2,490,867 円 (内訳は測量費 165,000 円、公社事務費 837,264 円、利息 1,488,603 円)
⑤ 橋梁工事代	10,784,000 円
⑥ 舗装工事代	2,460,000 円
⑦ 植栽工事代	4,280,000 円
合計	44,189,071 円

上記は甲府市善光寺 2 丁目 2576-1 の土地を昭和 62 年 3 月 10 日に取得した時に全額土地の取得価額としたものである。

本来は次のように会計処理すべきであった。

① 土地代	7,826,000 円
② 建物等補償料	15,888,204 円
③ 造成費	460,000 円
④ その他	2,490,867 円

構築物 (耐用年数 45 年) として処理する。
構築物 (耐用年数 15 年) として処理する。
構築物 (耐用年数 20 年) として処理する。

修正仕訳

構築物	10,784,000 円	土地	17,524,000 円
構築物	2,460,000 円		
構築物	4,280,000 円		

(財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター

10-(2)

(1) 昭和 60 年 9 月に絵画 2 件の寄贈を受け、1 点目は加倉井和夫「朝を行く」(山梨中央銀行より寄贈されたもの)、2 点目は藤田治郎「金銀画」(本人により寄贈されたもの)である。1 点目の加倉井和夫氏は、美術年鑑に載っている人物であり、10 号 700 万円と記載されている。作品の「朝を行く」は 90 号程のものであるので、会計上公正な評価額で備品として計上する必要がある。

(2) 土地 3 箇について借入金の担保に供しているので、その旨を新公益法人会計基準に準拠して財務諸表に注記すべきである。

(3) 債却資産の申告が行われていない。当財団の構築物（看板塔、外灯、フェンス等の取得価額 7,708,352 円、器具備品の取得価額 132,593,076 円、展示用設備の取得価額 20,913,162 円は、甲府市に償却資産として申告の必要があると想るが、現状申告が取得価額ベースで 161 百万円行われていない。

(1) 寄贈されたものは、会計上公正な評価額で資産に計上する必要がある。

当財団の絵画のうち「朝を行く」は、作者の加倉井和夫氏が美術年鑑に載っている人物であり、10 号 700 万円と記載されている。従って、当作品は 90 号程あるため相当の金額と考えられるが、最近の絵画市場のことを考え、画廊や県立美術館等に相談して公正な評価額で資産に計上することが必要である。修正仕訳としては次のようにある。

器具備品	××	雑収入(備品受贈益)	××
------	----	------------	----

(2) 土地は、一部借入金の担保となっており、その内容は次のとおりである。

物 件	取得価額	担保権の種類	担保権者	面 積
甲府市東光寺三丁目 1300-3	136,022,112	抵当権	山梨県	1,644.08 m ²
甲府市東光寺三丁目 1306-1	384,716,424	抵当権	山梨県	4,045.67 m ²
甲府市東光寺三丁目 1300-1	62,089,990	抵当権	山梨県	780.32 m ²
合 計	532,828,536			6,420.07 m ²

建物・土地の登記簿謄本を全部とりよせ、再度確認することが必要である。
上記に記載したものが担保に供されている全部とすれば、次の開示が必要となる。
担保に供している資産
土地 532,828,526 円は長期借入金 71,815,000 円の担保に供されている。

(3) 債却資産税の申告が行われていないので、甲府市に申告する必要がある。150 万円未満は免税となるが、当財団はそれを超えるため、通常は毎年 1 月 31 日までに申告が必要である。

(財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター

10-(3)

償却資産税の対象となる資産の概要は次のとおりである。

資産科目	資産の内容	取得価額	平成20年3月31日
構築物	看板等他 3点	7,708,352	928,486
器具備品	金庫他 164点	132,593,076	35,622,345
展示用設備	展示ベース他 10点	20,913,162	10,793,275
合計		161,214,590	47,344,106

償却資産税の申告は、今後、甲府市へ正しく行う必要がある。当財団は、財團法人であるため甲府市産業部商工振興課と甲府市資産税課と協議を行って、免稅措置を受けることも検討してもらう必要がある。

(1) 預り金の中に23年前からの公衆電話手数料收入が878,952円含まれているので、雑収入として利益に計上すべきである。

(2) 財務諸表の注記で満期保有目的の債券について、時価の開示及び評価損益が記載されていない。また、満期保有目的以外の債券は時価評価するところになっているが、当財団の流動資産に計上されている有価証券は、満期保有目的以外の有価証券と考えられるが、時価評価されていない。従って、新公益法人会計基準に準拠した処理が必要である。

(3) 書籍販売に伴う現金預り金10,000円が清算報告書から漏れている。また、手許現金が5円現金出納帳よりも多い。このため両方をまとめて雑収入に計上する必要がある。

(1) 平成20年3月31日の預り金残高2,137,018円の中に、23年前からの公衆電話手数料收入が878,952円含まれているので、雑収入として利益に計上すべきである。

公衆電話手数料收入については、公衆電話使用に伴う現金を回収したとき預り金に計上し、NTTからの電話料の支払いは、預り金を消す会計処理を行っていた。従って公衆電話手数料收入が預り金として蓄積され増加してきたことが原因である。このため、公衆電話の過年度の手数料をまとめて雑収入に計上する必要がある。

(2) 財務諸表の注記で満期保有目的の債券について時価情報の開示がないので記載することが必要である。平成20年3月31日を基準に新公益法人会計基準に準拠して作成すれば次のとおりである。(但し、当財団保有の国債・地方債がすべて満期保有目的の債券とする。)

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

(単位：円)

科 目	帳簿価額	時 価	評価損益
利付国債 10年 234回	30,000,000	30,753,000	753,000
利付地方債大阪市 H13 第7回	29,994,500	30,466,200	471,700
利付国債 10年 242回	9,999,165	10,205,000	205,835
利付国債 10年 207回	9,992,400	10,026,000	33,600
合 計	79,986,065	81,450,200	1,464,135

流動資産に計上してある有価証券と固定資産に計上してある有価証券は、下記★のように1つの国債を分けて記載している。

(財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター

10-(4)

(単位:円)

預り先 金融機関名	種類	期末現在残高	流動資産分	基本財産分	引当分
山梨中央 銀行	国債	234回	30,000,000	30,000,000	
日興コーディタル 証券	国債	242回	★19,991,565	16,332,565	3,659,000
三菱UFJ 証券	大坂市債	H13第7回	29,994,500	4,994,500	25,000,000
合計			79,986,065	21,327,065	30,000,000
					28,659,000

公益法人会計基準注解7.8で次のように記載されている。

(注7)満期保有目的の債券について

満期保有目的の債券を償券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取扱価額と償券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

(注8)満期保有目的の債券並びに子会社株式および関連会社株式以外の有価証券について

満期保有目的の債券並びに子会社株式および関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価評価に伴って生じる評価差額は、当期の正味財産増減額として処理するものとする。

つまり、当財団の満期保有目的の国債・地方債は取得価額で評価されるが、それ以外の国債・地方債は売買目的の有価証券として時価評価される。従って、流動資産で保有しているとすると時価評価しなければならない。一方、固定資産に計上されている満期保有目的の国債・地方債の基本財産・引当分のものは取得価額のままで計上し、時価との差額は財務諸表に注記されるのである。

当財団の有価証券の保有の仕方として一つの国債を売買目的の有価証券と、満期保有目的の有価証券として保有することは無理ではないが(国債を50,000円単位で売却することは可能なため)、明確に区別して保有すべきである。

(3)書籍販売のつり銭が従来より10,000円あったが、決算報告書では、つり銭10,000円がないものとして処理されてきた。また手許現金が帳簿残高より5円多かったので双方まとめて10,005円を雑収入に計上する必要がある。

修正仕訳としては次のとおりとなる。

現金預金	10,005	/ 雜収入	10,005
------	--------	-------	--------

(1)退職給付引当金が平成20年3月31日に5,205,760円計上されているが、期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額は、5,009,556となっている。従って、平成19年度末では256,164円過大に計上されている。また、決算報告書の退職給与引当金の科目は、正しくは退職給付引当金である。

(2)テナント預り金が帳簿上6,249,560円となっているが、本来あるべきテナント預り金は、6,537,425円でなければならない。預り金が287,865円足りない状況である。毎月々預り金の残高のチェックを行うと共に、今回の差異原因を明確にすべきである。

(3)山梨県火災共済協同組合出資証券1口200円があるが、資産に計上されていない(但し、出資証券を払戻すと火災共済に加入できなくなる)。また、切手類販売台帳の現金が台帳より380円多く、さらに台帳の記録外の収入印紙200円が9枚あった。正しい会計処理が望まれる。

(1)退職給付引当金の過大計上額 256,164円は前専務理事である山梨県職員OBに対する引当金部分が残ったものである。これは、「山梨県定年退職者の再就職に関する取扱要領」に準拠して退職手当を支給しないこととしたため、引当金自体が残っているものである。年度末の退職給付引当金は、期末要支給額を正しく計上する必要がある。

(2)テナント預り金はテナントの商品をカードで売り上げたもので、カード売上は2ヶ月後普通預金に入金される。従って、カード売上を会計処理上テナント預り金として処理している。平成19年12月から平成20年3月までの状況を示せば下記のとおりであり、結局平成20年2月分と3月分カード売上がテナント預り金として残ることになる。

カード売上		(単位:円)	通帳の入金情報 (単位:円)	
H19/12	1,265,378		H19年10月分がH20年1月19日入金	
H20/1	2,158,107		1,950,880-58,503=1,892,377	手数料
H20/2	4,130,947		2,472,857-74,158=2,398,699	手数料
H20/3	2,406,478		1,265,378-37,940=1,227,438	手数料
			2,158,107-64,720=2,093,387	手数料
			H20年1月分がH20年4月15日入金	

テナント預り金として残るべき金額は、2月・3月の合計6,537,425円である。しかし、当財団のテナント預り金は6,249,560

(財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター 10-(5)

円であるため差額 287,865 円が発生しているので、差異原因を明確にし、今後日々の残高チェックも行う必要がある。

(3) 山梨県火災共済協同組合出資証券は、今後も火災共済に加入を継続するのであれば、資産計上が必要である。切手類販売台帳と現金の現物が違うものは、現物に合わせて会計処理する必要がある。

(2) 固定資産台帳の器具備品の中に使用見込みがないもの、廃却予定のものが 8 件考えられるので、十分検討のうえ固定資産廃却損を計上する必要がある。

当財団の役員の退職給与規程第2条、第11条では次のよう規定されている。

(役員の退職手当)

第2条 寄付行為第 17 条の規定のうち常勤役員(以下「常勤の役員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合はその遺族)に退職金を支給する。

ただし、再任された場合は支給しない。

(支給制限)

第11条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 12 年法律第 50 号。以下「派遣法」という。)の規定を受ける職員には、この規程にかかわらず、退職手当を支給しない。

上記は、現状の役員退職給与規程の抜きで、平成 14 年 4 月 1 日から施行されているものである。

この規程によると、現在の山梨県の OB である専務理事も甲府市の OB である常務理事へも退職金の支給が可能であるが、山梨県の場合平成 18 年度から山梨県 OB には退職金を支給しない旨の通達が行われ、平成 18 年に退職した専務理事には退職金を支給しなかった。

(改善項目 1)

山梨県職員 OB には退職金を支払わなくなったのであるから、現状の役員退職給与規程の改訂が必要である。

(改善項目 2)

山梨県職員 OB と甲府市職員 OB はそれぞれ県、市町村の個別事情がある

(財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター

10-(6)

ので対応も異なるものと思うが、同じ地方公共団体の職員OBの取り扱いは整合性をとり、当財団に負担にならないよう検討すべきである。この件についても役員退職給与規程の改訂が望まれる。

(2) 固定資産台帳の器具備品の中に使用見込みがないと想定されるものは、下記のとおりである。

(単位：円)				
固定科目	資産名	取得年月	取得価額	20/3残高価額
器具備品	壁面展示台 (T.V.)	1985年10月	1,462,000	58,481
器具備品	弱電ケーブル設備	1985年10月	402,555	16,114
器具備品	弱電ケーブル・共聴設備	1985年10月	1,126,339	45,053
器具備品	壁面展示台 (Q.S.)	1985年10月	2,452,000	98,081
器具備品	壁面展示台 (P.R.)	1985年10月	644,000	25,761
器具備品	展示ケース	1985年10月	350,000	14,001
器具備品	甲斐路の自然ケース	1985年10月	1,255,000	50,201
器具備品	壁面展示台 (U.W.)	1985年10月	2,770,000	110,801
合 計			10,462,194	418,493

(1) 展示販売フロア使用契約書・賃貸借契約書など大部分が契約書と実態があつてない。具体的には、次のとおりであるので契約書どおり対応することが必要である。

① 展示販売フロア使用契約書によると「使用料は年額××円税込」とし、4月・10月の各10日までにその二分の一を支払うものとする。」とあるが、平成19年度の入金状況を確認したところ契約書どおりに支払われているのは、22団体のうち前期が1団体、後期がゼロであった。

② 販売協同組合との展示販売フロア使用契約書によると「販売協同組合は、展示販売フロア総売上額の11%を毎月当財団に納付することになっているが、実際は総売上のうち当月現金売上およびカード売上の当月現金回収金額の合計11%となっている。

③ 展示販売フロア使用料契約書の使用料の年額の取り決めが某協同組合の契約書では「年額 38,000円税込」とあるが、実際は 39,900円入金している。

④ 貸賃借契約書4件は、賃料を毎月25日までに翌月分をもらうことになっているが、実際は当月分を当月25日にもらっている。

(2) 山梨県ニット工業組合(使用業者はA社とB社)との契約書は、A社倒産後1年以上も新たな契約を締結しないままの状態で料金を引き下げる用いている状態である。今後、使用料決定に至るまでの流れ・文書保存を徹底すると伴に、早急に正式な契約を取り交わす必要がある。

(1) 当財団の展示販売フロア契約書・賃貸借契約書について、全件内容を確認したところ契約書に書かれている内容と実態が大部分のところで一致していない状況であるため、契約書どおりに実態を合わせ、会計処理することが前に望まれる。

(2) 平成19年8月初旬に山梨県ニット工業組合のA社が倒産し、平成19年8月下旬に約1/2の空いたスペースにB社に変わったテナント説明をC社の社長で同組合の理事長が地場産業センターに来社した際に直接依頼した。後期の使用料支払日は10/10だが、10/9日時点で後期の使用料が決まらないため、同組合への請求を一旦保留とした。後期の使用料請求額を12月頭当初の205,800円から85,750円に引き下げを決定し、12月中に決定内容を連絡(使用料変更起案書、変更後の後期分請求書なし)した。従つて、早急に正式な契約を取り交わす必要がある。

(財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター

10-(7)

正味財産増減計算書の指定正味財産への振替額 23,779,091円は、根拠のない数字である。補助金を受入れて取得した資産について平成18年度決算に適り明確にして一般正味財産への振替額を確定すべきである。

現状の指定正味財産増減の部における一般正味財産への振替額 23,779,091円の内容は、次のとおりである。

実際の固定資産減価償却費計算表より

建物減価償却費	11,888,360 円
建物附属設備減価償却費	5,768,186 円
構築物減価償却費	1,035,676 円
車両減価償却費	14,999 円
器具備品減価償却費	8,328,869 円
展示用設備減価償却費	2,286,614 円
一般正味財産への振替額	<u>29,322,704</u> (A)
(A)-(B)=	5,543,613 円

この額を経常費用の管理費「減価償却費」として正味財産増減計算書上、次のように計上している。

構築物減価償却費	1,145,000 円
展示用設備減価償却費	2,986,614 円
車両減価償却費	14,999 円
器具備品減価償却費	<u>2,097,000</u> 円
	<u>5,543,613</u> 円

左記減価償却費が根拠のない数字である理由は、①構築物減価償却費は実際の計算表より金額が大きく、また、1,145,000円は当期取得額も当期取得額で計上されている。③展示用設備減価償却費は補助金で取得したものも含めてすべて計上しているためである。

指定正味財産増減の部における一般正味財産への振替額は、建物・構築物・器具備品等を補助金で取得した場合、その部分についてある。従って、減価償却資産を補助金で取得したものと、そうでないものに区分して減価償却費を把握する必要がある。現状それが全く行われていない。また、財務諸表の注記に次の記載があるが、実際はそのように行われていない。

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

内 容	金 額
経常収益への振替額 減価償却費計上による振替額	23,779,091 円
合 計	23,779,091 円

減価償却費総額 29,322,704円のうち仮に減価償却費の振替額が、現状の23,779,091円で正しいものとした場合の表示は、次のとおりとなる。

(単位：円)

科 目	現 状	あるべき表示
I 一般正味財産増減の部		
1 経常増減の部		
(1) 経常収益 ××		
補助金收入	23,779,091	
(2) 経常費用 ①事業費 ②管理費 減価償却費	5,543,613	29,322,704
II 指定正味財産増減の部		
××		
一般正味財産への振替額 当期指定正味財産増減額	▲23,779,091	▲23,779,091

経常収益への振替

(財)山梨県郡内地域地場産業振興センター

11-(2)

正味財産増減計算書における「経常収益」と「指定正味財産増減の部」について、整合性がない処理が行われてあり、現状では指定正味財産期末残高が27,230,000円過大に表示されているため検討することが必要である。
補助金を受け入れた場合の会計処理は、公益法人会計基準に関する実務指針によると次のとおりである。

(1) 指定正味財産増減の部に記載する方法

① 県と市から補助金を受け入れたときの仕訳

現金預金 27,230,000 / 受取補助金(指定) 27,230,000

② 事業費を支出したときの仕訳

事業費 27,230,000 / 現金預金 27,230,000

③ 指定正味財産増減の部から一般正味財産増減の部へ振替えた時の仕訳

-般味財産の額 27,230,000 / 受取補助金(一般) 27,230,000

(2) 指定正味財産増減の部に記載しないで、最初から一般正味財産増減の部に記載する方法

① 県と市からの補助金を受け入れたときの仕訳 (単位:円)

現金預金 27,230,000 / 受取補助金(一般) 27,230,000

② 事業費を支出したときの仕訳

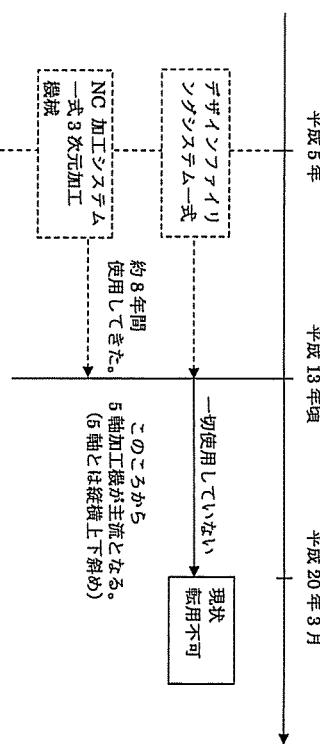
事業費 27,230,000 / 現金預金 27,230,000

当財団の補助金を受け入れたときの仕訳は、決算報告書である正味財産増減計算書から判断すると上記(1)と考えられる。

★★ デザインファイングシステム一式及びNC加工システム一式3次元加工機械は、まったく使用されておらず、現状の帳簿価額20,127,373円となっているが、平成20年3月まで正しい償却計算が行われておらず、仮に正しい償却計算を行えば双方合計して1,913,400円となる。
また、この備品の占有面積が商品開発室の約半分を占め、部屋の有効活用が阻害されていることも考慮すれば廃却し、また廃却損20,127,373円を計上することが必要と考える。

地域の機械・電子
織物・プラスチックの
人材支援を行うため
高度化資金で購入した。

約8年間
使用してきた。
（5軸とは縦横上下斜め）



正味財産増減計算書		一部抜粋
科 目	現 状	修正すべき対応
I 一般正味財産増減の部		
1. 越常増減の部		
(1) 稽査収益		
× × ×		
⑤ 補助金等収益		
県補助金		
市負担金		
指定正味財産からの振替額		
II 指定正味財産増減の部		
① 受取補助金等		
県補助金		
市負担金		
② 一般正味財産への振替額		
当期指定正味財産増減額		
指定正味財産期末残高		
指定正味財産期末残高	520,184,322	492,954,322
	▲ 27,230,000	—
	13,615,000	13,615,000
	13,615,000	13,615,000

ここが大きく違う

(財)山梨県郡内地域地場産業振興センター

一一一（3）

(1) 退職給付引当金の残高が過去の退職手当規程の支給率を適用していたため、455,989円過大に計上されていた。改定後の退職手当規程に準拠して計算する必要がある。

(2) 経営安定基金引当金 6,451,732円は、重要な会計方針の「引当金の計上基準について」のところに計上基準が示されておらず、また、利益留保性の引当金であることから全額取崩して、利益に計上すべきである。

(3) (財)山梨県郡内地域地場産業振興センターの平成 19 年度の決算書に委託料として 525,000円が計上されているが、その役務の提供は、平成 20 年度において提供されている。平成 20 年度の経費であるので当該年度に経費処理すべきである。つまり期ズレによる委託料の計上が行われていた。

(1) 退職給付引当金は、重要な会計方針の(4)「引当金の計上基準について」で次のように記載されている。

退職給付引当金・・・職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（簡便法）に基づき計上している。

上記に基づき退職給付債務を計算してみると次のようになる。

職員名	在職期間	給与月額	法人計算上 の支給率	(単位：円)	
				退職給付 引当金	改定後の 支給率
A	9年	200,260	6.75	1,351,755	5.4
					1,081,404
				<u>4,332,925</u>	<u>3,876,936</u>
					退職給付引当金の過大計上額 455,989円

退職給付引当金について、支給率の改定後で正しく計算する必要がある。

(2) 経営安定基金引当金は、重要な会計方針(4)「引当金の計上基準について」で記載がされていない。当該引当金は、平成 7 年度以降各年度の収支差額を計上したり、取崩したりしているが、会計上の負債性引当金でもなく利益留保性引当金であることから全額取崩すべきである。

過去の経営安定基金引当金の計上・取崩の推移は次のとおりである。

過去の経営安定基金引当金の計上・取崩の推移	繰入額	取崩額	残高
平成 7 年度	6,062,004	—	6,062,004
平成 8 年度	—	—	6,062,004
平成 9 年度	18,198	—	6,080,202
平成 10 年度	3,455,565	—	9,535,767
平成 11 年度	1,110,644	—	10,646,411
平成 12 年度	626,097	—	11,272,508
平成 13 年度	3,941,130	—	15,213,638
平成 14 年度	—	3,169,286	12,044,352
平成 15 年度	695,683	—	12,740,035
平成 16 年度	1,374 (注)	—	12,741,409
平成 17 年度	—	6,299,915	6,441,494
平成 18 年度	1,162 (注)	—	6,442,656
平成 19 年度	9,076 (注)	—	6,451,732

(注)この繰入額は経営安定引当預金の利息分である。

(3) 当該委託料は、「郡内地域産業振興センター活性化計画」プロデュース料で、鈴木オースペースと契約を結んでいる。この契約は、基本計画書、活性化検討会議への参加、資料作成などを成果物としているが、その多くの役務の提供が平成 20 年度に入つてから提供をうけている。平成 20 年度の経費として計上すべきである。

その概要は、下記のとおりである。
(概要)

会議の開催状況

第 1 回活性化検討会議 平成 20 年 3 月 6 日

↓
第 4 回活性化検討会議 平成 20 年 10 月 8 日
基本企画書交付 (日付) 平成 20 年 7 月 12 日

(財)山梨県郡内地域地場産業振興センター

11-(4)

(1) 固定資産について、過去査定を行っていないため、実際にはないものに計上されていた。従って、査定を行い現物がないものについては、固定資産廃却損を計上する必要がある。また、備品シール等が一部貼付されており、固定資産台帳と現物を容易につき合わせることが困難なものもあった。

備品管理の徹底を図る意味からも備品シール等を貼付することが必要である。また、固定資産の備品の中に取得額100,000円未満のものが59件も計上されているので、会計規程において固定資産に計上すべき金額を明確にすべきである。また、建物 633 百万円（平成 4 年 12 月取得）は本来建物と建物附属設備に分けて計上すべきであった。

(2) 簿外の口座が一つあり、当該口座の利息分 4,631 円が決算報告書に反映されていなかった。適切に会計処理すべきである。

(3) 出資金 1,000 円は、関東自動車共済組合のものであるが、出資証券のコピーのみで、現物がない。出資証券の現物管理を正しく行うと共に残高証明書入手することが望ましい。

(1) ①固定資産は、平成 2 年 10 月に設立以来査定を行っていないため、固定資産台帳上現物があることになっているが、実際にないものが往々時にあつた。そこで、器具および備品のみ査定を実施した結果、次の備品について現物が存在しなかつたので、固定資産廃却損を計上する必要がある。

名 称	取得年月	取得額	20 年 3 月 31 日 現在の簿価
ワーピングワイヤー PWP-7SR	平成 5 年 3 月	329,600 円	32,973 円
ワイヤー	平成 10 年 12 月	134,400 円	13,446 円
ワイヤーハブ ハブ 14U5	平成 5 年 3 月	44,455 円	4,448 円
ワイヤーハブ ハブ NUBS30H	平成 5 年 3 月	94,039 円	9,408 円
レバーアクセサリ NECOS レバ-	平成 5 年 3 月	9,500,000 円	950,322 円
ノット PC-9801BX/U6	平成 5 年 3 月	570,208 円	57,042 円
ハードディスク増設 (NEC)	平成 6 年 3 月	65,405 円	6,544 円
ハーフパンの装置 (NEC)	平成 6 年 6 月	27,295 円	3,999 円
合 計		10,765,402 円	1,078,182 円

(2) 備品シール等を現物に貼付していないため現物管理が出来ていないので、購入の都度備品シール（固定資産番号、取得年月日、品名等を記載したもの）を貼付して現物管理を徹底すべきである。

(3) 固定資産の備品として計上する額が 100,000 円未満のものが 59 件と多いため会計規程で資産として計上すべき金額を明確にすべきである。

④平成 4 年 12 月に鉄筋コンクリート 2 階建を 633 百万円で取得したが、全額を建物（耐用年数 65 年）としている。本来建物の中には給排水設備、空調設備などの建物附属設備（耐用年数 15 年）があるので、区分して計上すべきものがあった。

(2) 簿外の口座は主に県の収入の入る口座であり、次のものである。

名義	金融機関	支店	口座番号
(財)山梨県郡内地域地場 産業振興センター 副理事長 堀内茂	山梨中央銀行	501	1285735

(3) 関東自動車共済組合に出資した 1,000 円について、出資証券のコピーはあるが、出資証券の現物がないので取得時に記載と併に綴つてしまつた可能性があるので、過去に遡って調査してみることも必要である。

(財)山梨県郡内地域地場産業振興センター

11-(5)

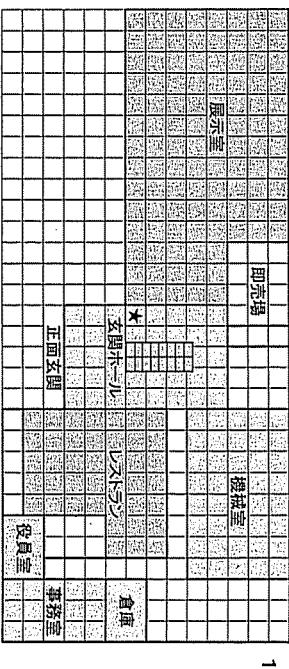
(財)山梨県郡内地域地場産業振興センターの施設利用状況・施設利用料等を改善すべきと考える。

(1)商品開発室 87 m² (26坪)は、当初1時間当たりの施設利用料が平日 2,900 円、土・日・祭日は 3,190 円となっていたが、現在は倉庫として利用している。

(2)玄関ホールの場所約 60 幢は、山梨県と(財)山梨県郡内地域地場産業振興センターの共有部分であり、そこに係る費用については共有持分に応じて負担すべきである。また、そこから得られる手数料收入は共有持分に応じて按分すべきと考える。

(3)(2)以外の共有部分(機械室、事務室、トイレ、倉庫、エレベーター、廊下等)の管理費用については現在当財団が負担しているが、共有持分に応じて当該費用を負担すべきである。

(財)山梨県郡内地域地場産業振興センターの1階・2階の平面図は次のとおりであり、施設利用状況に問題のある場所は★印で示したところである。



1階

2階

(財)山梨県郡内地域地場産業振興センター

11-(6)

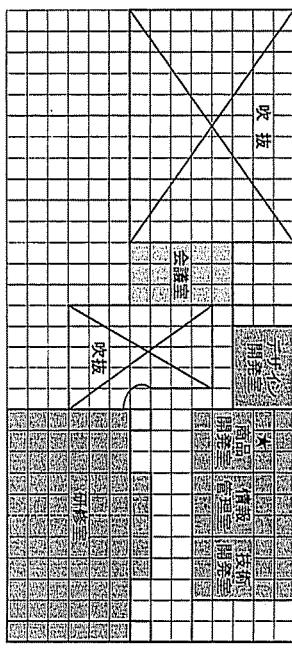
(財)山梨県郡内地域地場産業振興センター(以下地場産業センターといふ。)が山梨県から 462,972 千円の高度化資金の借入を行い(平成 3 年～平成 5 年まで)、現在の地場産業センター建設資金の一節としている。この借入に伴い、山梨県は建物に抵当権を設定しているが、財務諸表の注記に「担保に供している資産」についての記載が行われていない。

担保に供している資産の明細は下記のとおりであり、このとき財務諸表への注記は、次のようになる。

担保に供している資産
建物 529,950,036 円(帳簿価額)は、長期借入金 130,570,000 円の担保に供している。

所 在	構 造	床面積	担保の額額	担保権者	所持者
富士吉田市 上吉田 2277番3	鉄筋コンクリート造 2階部分	495.72 m ²	抵当権	山梨県	地場産業センター
富士吉田市 上吉田 2277番3	鉄筋コンクリート造 2階部分	331.70 m ²	抵当権	山梨県	地場産業センター
富士吉田市 上吉田 2277番3	鉄筋コンクリート造 1階部分	16.92 m ²	抵当権	山梨県	地場産業センター 4,134 / 10,000 山梨県 5,865 / 10,000
富士吉田市 上吉田 2277番3	鉄筋コンクリート造 1階部分	181.77 m ²	抵当権	山梨県	地場産業センター 4,134 / 10,000 山梨県 5,865 / 10,000

(注)上記建物の取得価額は 633,283,768 円で平成 4 年 12 月に事業の用に供したものである。



■ 指定管理部分
■ 助回部分
■ その他共有部分

(財)山梨県郡内地域地場産業振興センター

11-(7)

Fujiはぎれアートコンテストは、平成19年度で5回を数える。このコンテスト開催は、当財団とは別の実行委員会が主催となって他団体から補助金を受け事業を行っている。問題点は、

- (1) 当該イベントは実行委員会が主催しているが、その費用支出が財団の費用と一緒に経理されていて区分が不明確である。
- (2) 当該イベントの収入と支出に関しての処理が海外になっており、また、事業費の不足額を当財団が負担し、印刷製本費という科目で経理処理しているが、寄付金という科目で処理すべきである。
- (3) 事業費の不足額について、実行委員会が他団体に提出している実績報告書がないため支出金額の検証ができない。

Fujiはぎれアートコンテストは、ここ毎年開催されて平成19年度で5回を数える。この富士北麓の地は、古くより織維の产地として知られ、現在もネクタイ、服、インテリア用品など、多種多様な布が生み出されていることから、織維産業振興のため、当財団が、この事業を開催している。当財団は、このコンテスト開催にあたり実行委員会を別に組織してこの組織が主催している形になっている。問題は以下のとおりである。

(問題点)

- (1) 内外には、実行委員会が主催することになっており、その実行委員会が他団体から補助金の交付を受けて当コンテストを実施しているが、実際の事務運営は、当財団職員が実施している。このため、当財団と実行委員会との役割分担が不明確となっている。
- (2) また、これに関して当該イベントの収入と支出に関しての処理は、海外になっており、事業費の不足額が印刷製本費という勘定科目で処理されている。

印刷製本費という科目は、印刷関連の費用および製本費用の処理科目である。この場合のように事業費の不足額を処理するものではなく、経理処理的に誤りである。

- (3) (1)に関連して既に、別組織が実施しているとした場合に、実行委員会で不足した資金を当財団が負担しているが、その負担金に関して他団体に実行委員会が提出しているような補助事業実績報告書はない。事業負担額は、483千円(平成19年度実績)であるが、事業費自体は、年間1,694千円(平成19年度実績)と多額に上り、支出金額の検証をすることができないか、もしくは、他組織が経理処理をおこなう形になるので当財団の処理規定がおよばず不明瞭になる可能性がある。

(財)山梨県郡内地域地場産業振興センター

11-(8)

地場産業まつりは当財団が主催しているが、収入および事業費1,044千円がともに決算書の中で処理されず海外処理されている。従って、収入および事業費全体を決算書に反映する必要がある。一部を除くと経理的な不正につながることもあるため、会計規則に準拠して会計処理すべきである。

- (1) 当財団の事業として、地場産業まつり平成19年9月15日と16日の2日にわたって実施されているが、当該事業費の一部が決算書の中で処理されず海外処理されている。決算書に記入しているのは、負担金、協賛金、協力金の合計額1,044千円を除いた事業経費2,252千円である。
 - (2) 本来、地場産業まつりは、当財団が主催している事業であるから事業費全体を決算書に載せるべきである。
- (2) (1) の海外処理された経費について、所定の基準に従って「取引発生の都度証拠となるべき書類にもとづいて会計伝票を発行するもの」とされているがこれに則って処理されていない(「会計規則 第8条」)。

地場産業まつり 平成19年度收支決算書

(単位：円)

収入の部	決算額	県事業費報告額	海外処理された金額
事業費	252,902	252,902	0
需要開拓事業補助金	2,000,000	2,000,000	0
負担金	500,000		500,000
協賛金	270,000		270,000
会場整備費協力金	274,800		274,800
合 計	3,297,702	2,252,902	1,044,800
支出の部			
融資	350,000	270,000	80,000
会場整備費	1,629,696	1,127,795	501,901
広告宣伝費	237,132	237,132	0
通信運搬費	25,800	25,800	0
雑役務費	126,000	126,000	0
印刷製本費	455,175	455,175	0
教材費	50,804	11,000	39,804
景品代	318,798		318,798
食糧費	104,297		104,297
合 計	3,297,702	2,252,902	1,044,800

(財)山梨県国際交流協会

12-(1)

現金や預金の管理で問題と考えられる事項として次のものがある。

(1) (財)山梨県国際交流協会互助会名義で普通預金 669,122 円保管している。

この残高は平成 14 年 8 月 28 日以降動きがない。これは、旅行みやげパンフレット手数料等の合計であり、協会の収入に計上すべきものである。

(2) お祝金 30,000 円をもらったにも係わらず会計処理が行われておらず、また、不明な現金等 49,961 円がある。また、外貨コイン等が約 400 枚あり、適切な処理が必要である。

(3) 簿外の切手・ハガキ等が 3,564 円ある。また、ビール券 2 枚もあった。

(4) 銀行の普通預金口座で取引をしなくなつて相当期間経過しているものについて、事故防止のためすべて解約手続をとるべきであり、また、各種団体に返金寸べきである。

(1) (財)山梨県国際交流協会互助会名義で普通預金 669,122 円保管している。

この残高は平成 14 年 8 月 28 日以降動きがない。この口座は、山梨県行政財産の使用許可を受けずにパンフレットスタンドを設置し、その手数料収入等の過去の累積額である。

名義	金融機関	支店	口座番号	残高	備考
(財)山梨県海外協会 会長 望月幸明	山梨中央銀行	県庁支店	464586	684 円 平成 15 年 2 月 2 日 以降取引ない	
(財)山梨県国際交流協会 会長理事 天野達	山梨中央銀行	県庁支店	2763700	0 円 平成 10 年 2 月 6 日 以降取引ない	
(財)山梨県国際交流協会 第一創業銀行 甲府支店	甲府支店	6438386	0 円 平成 4 年 7 月 1 日 以降取引ない		
山梨県農業振興基金協会 第一創業銀行 甲府支店	甲府支店	6373888	0 円 平成 5 年 9 月 22 日 以降取引なし、 平成 9 年 1 月 16 日 以降取引ない		
ナラジルの音楽と踊りと生活 の祭典 代表 斎次正人	山梨中央銀行	257	416204	0 円 平成 4 年 12 月 2 日 以降取引なし、 平成 10 年 7 月 23 日 以降取引なし	
メキシコスタイル実行委員 会事務局 会長 天野勝	山梨中央銀行	257	425023	0 円 平成 10 年 7 月 23 日 以降取引なし	
バークイア 代表 米山麻里子	山梨中央銀行	257	400519	332 円 平成 10 年 12 月 10 日 以降取引なし	
バークイア 代表 丸山みか	山梨中央銀行	257	383651	0 円 平成 4 年 12 月 2 日 以降取引なし	
日本語教師の会 代表 丸山みか	山梨中央銀行	257	400639	0 円 平成 10 年 9 月 10 日 以降取引なし	
(財)山梨県国際交流協会 会長理事 黒澤幸昭	山梨中央銀行	255	464106	0 円 平成 15 年 4 月 9 日 以降取引なし	

(2) ①約 10 年前に小佐野×氏より 30,000 円のお祝金をいただいていたが、会計処理がなされず、②何のお金が不明な現金 5,000 円、③袋の中に 1 円・5 円が合計 1,825 円何のお金が不明であり、④自動販売機の釣銭忘れ分 490 円、⑤ボキン箱という封筒の中に 4,646 円、⑥平成 19 年 5 月 17 日の伊語講座で贈布の落し物(38,000 円)、⑦外貨紙幣(米ドル、シンガポールドル)、外貨コイン約 400 枚、⑧4~5 年前のフランスワインチーズの会 1,815 円について、すべて会計処理がなされず、また、警察への届出・ユニセフへの寄付・団体への返金等、適切な対応がとられていない。

(3) ビール券 2 枚(約 10 年前のあるもの)、簿外の切手は 100 円×11 枚、200 円×4 枚、10 円×1 枚、1 円×4 枚の合計 1,914 円、簿外のハガキ 33 枚×50 円=1,650 円がある。

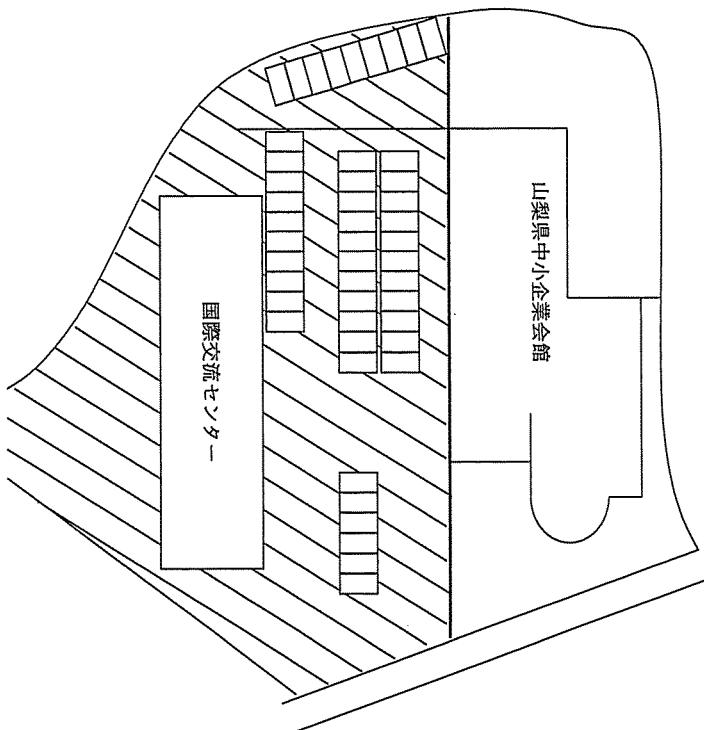
(4) 銀行の普通預金口座で取引をしなくなつて相当期間経過しているものについて、事故防止のためすべて解約手続をとり、また、各種団体に返金すべきである。

(財)山梨県国際交流協会

12-(2)

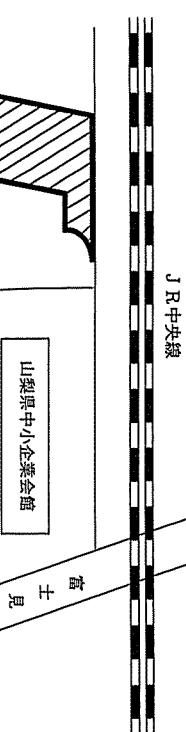
(財)山梨県国際交流協会が賃借している甲府市飯田二丁目1158番地の駐車場は、ほとんど利用されていないため契約期間満了時に解約し、年間支払額2,125,000円について厳しい財政事情の協会の負担を軽減すべきである。

(財)山梨県国際交流協会の現在の場所および使用可能な駐車スペースは、47台分で下記の図のとおりである。

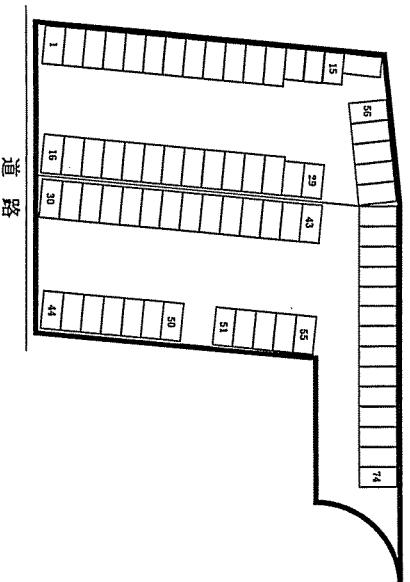


組合から協会が借用している駐車場用地は ▱ 부분である。

J.R.中央線



駐車場を拡大すると、次のように74台分の駐車スペースがある。



上記以外に(財)山梨県国際交流協会は、山梨県中小企業会館管理組合が借用している下記駐車場について、組合の駐車場賃料年額の半分を使用料として支払うことになっている。組合との駐車場使用協定書の協定期間は、「第4条により平成12年4月1日から平成22年3月31日までとする。」とある。
駐車場の所在地は、甲府市飯田二丁目1158番地1、1158番地5および1158番地6である。また、現在(財)山梨県国際交流協会が組合に支払っている年間使用料は2,125,000円である。

(財)山梨県国際交流協会

12-(3)

甲府市飯田二丁目 1158 番地の借用している駐車場は、通常ほとんど(財)山梨県国際交流協会では利用されおらず、使用する場合は国際交流センターでイベントを行い、年に2~3回日曜日に使用する場合があるだけである。日曜日であることから、1日当たり契約で隣りの中小企業会館に融通してもらうとか、1日当たり契約で現在借りている駐車場を使用させてもらうとか、それも困難であれば近隣の土地を1日当たり契約で臨時に借りることも視野に入れて協会の使用実態に合わせた努力を行うことにより、厳しい財政事情の協会の負担を軽減せざる必要である。

(財)山梨県国際交流協会の法人税の申告対象が証紙等特別会計のみであり、一般会計の収益事業(諸負業 法人税法施行令5条1項10号)の部分が除外されている。概要を示せば、次のとおりである。

証紙等特別会計		一般会計の諸負業等	
収 益 ④	()	収 益 ④	()
191,147,662 円		191,147,662 円	
費 用 ⑤	()	費 用 ⑤	()
191,042,682 円		191,042,682 円	
④ - ⑤	()	④ - ⑤	()
利益 704,980 円	(2,972,000 円と考へられる。)		

現在の法人税の申告額	
あるべき法人税の申告額	↓

また、外國語講座など税務上の収益事業(芸術授業 法人税法施行令5条1項30号)に該当するかの検討も必要である。2,972,000円の申告漏れとすると法人税等の納付不足は、次のとおりとなる。

法 人 税	2,972,000 円 × 22% = 653,800 円	
法 人 税	653,000 円 × 5% = 32,600 円	一部 400 万円を超える
法 人 事 業 税	2,972,000 円 × 5% = 148,600 円	税率 7.3% のところがあるが、無視した。
法 人 市 民 税	653,000 円 × 14.7% = 95,900 円	
合 计	930,900 円	

(財)山梨県国際交流協会

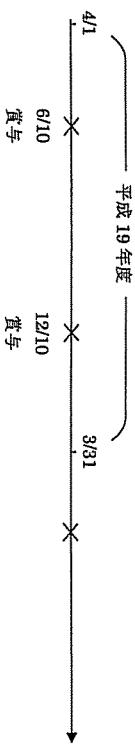
12-(6)

取得価額 249,045,000 円 - 貸借対照表計上額 246,945,000 円 = 2,100,000 円
(借方)
基本財産(投資有価証券) 2,100,000 円 / 前期損益修正益 2,100,000 円

(注)上記とは別に有価証券について、公益法人会計基準は、取得価額と額面金額の差額を償却原価法で評価することになっている。

(1)賞与引当金の会計上の考え方方が誤っており、平成20年3月31日現在694,377円過大に計上されている。(これは損金として計上されないため、税務計算上の調整が必要と考えられる。)

(2)退職給付引当金について、2名の勤続年数をそれぞれ1年少なく計算したため支給率の適用を誤り336,761円過少に計上されていた。(これも税務計算上の調整が必要と考える。)



上記支給対象期間
のうち当期発生分

は下記のとおり $\frac{4}{6}$

である。

4ヶ月

前一年間の賞与を基に賞与引当金の概算額を計算すると次のようになる。

$$6/10 \text{ 賞与 } 2,865,223 \text{ 円} \div 5 \text{ 名} = 573,045 \text{ 円} \quad \text{合計 } 1,132,015 \text{ 円}$$

$$12/10 \text{ 賞与 } 3,353,821 \text{ 円} \div 6 \text{ 名} = 558,970 \text{ 円}$$

$$1,132,015 \text{ 円} \times 4/12 = 377,338 \text{ 円}$$

$$377,338 \text{ 円} \times \text{期末在籍人員 } 6 \text{ 名} = 2,264,028 \text{ 円}$$

$$\text{法人の賞与引当金計上額 } ④ \quad 2,958,405 \text{ 円}$$

$$\text{あるべき賞与引当金計上額 } ⑤ \quad 2,264,028 \text{ 円}$$

$$④ - ⑤ = \underline{\underline{694,377 \text{ 円}}}$$

(財)山梨県国際交流協会

12-(7)

(2)退職給付引当金については、2名分の勤続年数を双方とも1年間づつ短く算定したため支給率に差が発生し、引当金の計上不足が発生していた。

氏名	誤った支給率 ×給料月額	法人計上の 退職給付引当金	正しい支給率 ×給料月額	正しい退職 給付引当金
A	13.3×237,200	3,150,016	14.16×237,200	3,358,752
B	4.5×170,700	768,150	5.25×170,700	896,175
		①3,918,166		②4,254,927

②-①=336,761円現状の決算報告書の数値は過少となっている。

(注1) 法人の退職給付引当金の計算は上記のとおり3,918,166円であるが、決算報告書に反映されている額は、3,918,169円で差額3円となっている。
(注2) 決算報告書の貸借対照表「財務諸表の注記」にある退職給付引当金の科目は、正しくは退職給付引当金である。

県名	平成18年度末		平成19年度中		平成19年度中		平成19年度末	
	保証件数・残高 件	千円	保証件数・保証額 件	千円	償還件数・償還額 件	千円	保証件数・残高 件	千円
秋田	1	7,200			1,800	1	5,400	
栃木	1	2,130			710	1	1,420	
長野	1	9,000			2,250	1	6,750	
福井	1	3,200			800	1	2,400	
沖縄	2	6,500			1,750	2	4,750	
東京	4	36,000			19,500	4	16,500	
静岡	2	15,420			5,140	2	10,280	
合計	12	79,450			0	31,950	12	47,500

山梨県の場合、農業移住者等に係る債務保証残高は、昭和56年でゼロとなり、それ以降ゼロが続いている。

農業振興基金特別会計の資産は、現金・預金と出資金であり、このうち出資金5,000,000円は社団法人中央農業振興基金協会对するものであり、当該団体の事業報告書を見る限り財政状態には現状では問題はなく、出資金の払戻しを請求すれば全額確実に戻ると思われる。19年度の決算書の中でもどこかの県で出資金の払戻5,000,000円を受けているのがわかる。

(財)国際交流協会

12-(8)

(財)国際交流協会

12-(9)

海外県人会等支援について、次の問題点がある。

①事業費補助として補助金を支付しているが、ブラジル県人会のみ事業費に対して100%補助となっており、他の県人会との間に著しい補助率の差が生じている。

②事業実績報告書には、支出内訳のわかる領収書、事業実績の証拠写真、参加者名簿の添付を義務付けているが、上記3県人会とも、写真のみの添付で領収書の添付は一つもない。

③為替換算リスクがあるが、補助金額を算定するに当たり、それをどの時点まで捉え、もしくは認識すべきかが曖昧になっている。

県人会名	会長名	補助金額	事業費実績額(*1)	事業費・補助率
		円	円	%
ブラジル県人会	高野隼人	800,000	800,000	100%
ペルー山梨親睦会	橋田エリアス	160,000	884,485	18%
メキシコ山梨県人会	清水フエルトンド	100,000	575,000	17%
		1,060,000	2,259,485	47%

*1: 事業費実績額は、2007年度 事業実績報告書による事業実績額。

(改善策)

①について

ブラジル県人会の事業計画書及び実績報告書は、補助金額相当の内容であり、補助対象の全てではない。これに対し他の2県人会においては、実際に取った計画書及び報告書が提出されており、結果的に17から18%の補助となっている。他の県人会と同様に、ブラジル県人会からも実態に即した事業計画書及び実績報告書を提出させるべきである。

②について

当該県人会に対する補助金は、同額を山梨県から事業費補助金として当財団が交付を受けている(平成19年度海外県人会等活動促進事業費補助金交付申請書)。これを踏まえ、次の改善が望まれる。

すべての県人会に関して、その内容が補助金の目的に照らし合せて支出されているかを検証する必要があるため、その内容を証明する領収書の添付が必要である(この点、ブラジルに関しては、改めて領収書の徴求を依頼したところ領収書の提出を受けた)。

③について

事業費補助の趣旨からして、相手の県人会に現地通貨でいくら補助されるかが重要なため、現地通貨額を送金日のレートで換算した相応の金額を算定すべきである。

会議室利用料と宿泊者利用料の管理について内部統制上改善の余地がある。山梨県の施設である山梨県国際交流センターには、留学生等を対象とした宿泊施設と会議室がある。その利用料金及び宿泊料金の收受管理について、当財団法人国際交流協会(以下「当財團」という)は、事務委託を受けている。その利用料金及び宿泊料金の一部は、現金で收受するが、その管理帳票に内部牽制上改良の余地がある。

①現金領受時の現金領収書の書き損じの処理。
(問題点)

現金領収書は、一枚一枚ナンバリングしてあるが、その記載を書き損じた場合には、領収書3枚(領收書正1枚、控2枚)をホッチキス止めして、二重線で無効にしているのみである。でもこの方法だと、本当は無効でなかったものを無効処理して、現金事故(不正)を起こすことが可能となる。

(改善策)

上記の現金事故を防ぐためには、書き損じた領収書については、その理由と当該事実を第三者に確認してもらうシステムにすべきである。

②収入徴収原簿(第1号様式<第8条関係>)と会議室利用状況表との照合。
(問題点)

現在、収入徴収原簿では、現金収受した現金について調定通知書の調定額と調定番号および収入年月日を記載しているが、この方法だと現金収受された利用料金等が網羅的に計上されているかが不明確である。

(改善策)

網羅的に現金収受額が計上されていることを確認するために会議室利用状況(表)に利用状況と照合できる形で現金収受額を記載し、その金額と収入徴収原簿の記載とを管理者が検証するシステムにすべきである。

(財)山梨県農業振興公社

13-(1)

(財)山梨県農業振興公社の寄附行為(定款)の規定において、出資金の返還条項が定められ出資金 507 百万円を返還することができるくなっている。しかし、行政実例によると公益法人に対して出捐された財産は、公益目的に供するため返還されないことを前提としたものであり、出資額の払戻しはできないと解されている。従って、当財団の寄附行為(定款)の規定を改正することが必要である。

(財)山梨県農業振興公社には、定款の規定上出資者(山梨県 3 億円、市町村 1 億円、JA1 億円)に返還できる農業後継者育成基金が 5 億円存在する。第 23 条は農業後継者育成基金についての規定である。

(育成基金の返還)

第 23 条 公社は、育成基金のうち育成基金の造成に充てることを指定して出資された財産については、出資者の請求に応じて、その全部または一部の返還をすることができるものとする。
2 公益法人の解散により育成基金に充当することを指定された財産を受け入れた場合において、当該公益法人の定款又は寄附行為に出資した者への返還規定があるときは、当該出資をした者が公社に出資をしたものとみなし、前項の規定を適用する。

しかし、行政実例の出資金に対する見解は次のとおりである。

- ① 「いかなる場合においても解散した社団法人の残余財産を社員に分配することは、公益法人の性質上許されない」(昭和 29・3・24 民事甲第 526 号法務省民事局長回答)
- ② 「社団法人はその定款で、(1)社員は負担金のほか出資をなすべき旨を定めることは差し支えないが、(2)社員は当該法人の同意を得て持分を譲渡できる旨、(3)社員は勝利した払込済出資額を限度として持分の払い戻しを受けれる旨、(4)解散した場合社員は払込済出資額を限度として残余財産から持分の払い戻しを受ける旨、を定めることは妥当ではない」(昭和 41・12・20 民事四発第 718 号法務省民事局第四課長回答)
- ③ 「社団法人の残余財産を社員に分配する旨の定款の規定は、無効である」(昭和 47・9・12 民事四発第 196 号法務省民事局第四課長回答)

上記のとおり公益法人は營利を目的とせず、かつ、積極的に公益に関する事業を行うことを目的とする団体のみに法人格を付与している。従って、公益法人に出捐された財産は公益目的に供するため、返還されないことを前提とした一體の寄付であるため、出資者に対しては出資の払戻しは困難と解される。社団法人のうち事業型の法人(例えば畜産関係団体)の場合、定款において

会員の資格要件として出資を求めているものがある。例えば「会員は出資一口以上を有しなければならない」というような場合である。この場合には、会員が当該法人を脱退したとき、あるいは当該法人が解散したとき、その債務を弁済し、なお、残余財産があるときはその出資を限度として出資会員に対し出資金の払戻しを認めている例が多い。しかし、民法では公益法人で会員が出資金の返還を受けることは認めないと解するのが、上記行政実例等から一般的と考えられる。(参考文献) 斎谷等著「公益法人の財産に関する問題」(月刊公益法、Vol.36 No.4 2005)

農業後継者育成基金(507 百万円)出資者一覧表

(単位:円)

出資者	出資額	出資者	出資額
山梨県	300,000,000	丹波山村	355,000
<市町村>		<農業団体 県組織>	
甲府市	8,389,000	県農業会議	100,000
富士吉田市	3,520,000	JA 中央会	100,000
都留市	4,040,000	JA 信連	25,000,000
山梨市	8,955,000	JA 全農やまな	17,000,000
大月市	4,130,000	JA 共済連山梨	18,000,000
韮崎市	7,180,000	JA 厚生連	100,000
南アルプス市	7,815,000	県農業共済連	500,000
北杜市	8,692,000	県畜産会	300,000
甲斐市	4,543,000	県酪連	600,000
笛吹市	8,242,000	<農業団体 農業協同組合>	
上野原市	3,350,000	北富士	770,000
甲州市	8,621,000	美富士	2,450,000
中央市	2,456,000	鳴沢村	350,000
市川三郷町	3,127,000	フレイン	3,330,000
増龍町	1,746,000	フルーツ山梨	5,840,000
飯沢町	763,000	笛吹	4,370,000
早川町	715,000	西八代	1,980,000
身延町	3,823,000	富士農茂	160,000
南部町	2,077,000	ふじかわ	4,180,000
昭和町	1,026,000	中巨摩東部	1,890,000
道志村	546,000	臣櫻野	4,080,000
西桂町	619,000	甲府市	2,600,000
忍野村	882,000	梨北	6,800,000
山中湖村	619,000	合計	500,510,000
鳴沢村	475,000	上記の他、提出金及び寄付金	
富士河口湖町	2,915,000	開拓者子弟育成資金	6,000,000 円
小菅村	379,000	4 件の寄付金	601,000 円

(財)山梨県農業振興公社

13-(2)

旧敷島町の平成11年度土地の売渡による売却損14,545千円のうち平成11年度に売却損5,639千円を用地価格変動積立金(預金)を取崩して穴埋めしたため、会計上は土地売却損が計上されていない。また、残り8,906千円は未処理のまま現在に至っている。本来は差損を用地価格変動等準備金で全額処理すべきであったが、これ以外にも長期保有農地を抱える中で地価動向が不透明であつたため公社の経営面からある程度の準備金を確保しておく必要があったとは言え、売却損を約10年未処理のまま決算報告書を作成していた。今後このようなことはやめるべきである。

平成20年度において、未処理の売却損に伴う会計処理を行い、今後は未処理の会計処理がないようにすべきである。

平成11年度に売渡した旧敷島町の土地の明細および売却損は、次のとおりである。

土地の表示	地目 (公頃)	地積 (m ²)	買入価格 (円)	金利	減額	売渡対価 (円)
			A(円)	B(円)	C(円)	D=(A+B+C)
市町村 大字						
敷島町 下芦沢	畑	3,001	2,800	8,402,800	3,932,774	-6,453,614
敷島町 下芦沢	畑	631	2,800	1,766,800	826,918	-1,356,958
敷島町 上芦沢	畑	261	2,800	730,800	342,037	-561,277
敷島町 上芦沢	畑	1,242	3,600	4,471,200	2,154,479	-3,495,839
敷島町 上芦沢	畑	951	3,600	3,423,600	1,649,666	-2,676,766
		6,086		18,795,200	8,905,894	-14,544,454
						13,156,640

平成11年度に旧敷島町の土地の売渡による本来あるべき会計処理は、次のとおりである。

現金預金	用地価格変動等準備金	用地価格変動等積立金
現金預金	8,905,894	8,905,894
長期借入金返済	8,905,894	現金預金
用地減少	27,701,094	用地
		27,701,094

(注)実際の入金は、平成12年4月10日である。

従つて、未処理の会計処理は下記のとおりとなる。

用地価格変動等準備金	用地価格変動等積立金
現金預金	8,905,894
用地価格変動等準備金取崩収入	8,905,894
現金預金	8,905,894

(財)山梨県農業振興公社

13—(3)

「重要な会計方針」の引当金（①賃貸借事業推進積立金 ②用地価格変動等準備金 ③就農支援資金免除引当金）の計上基準があいまいであり、毎決算期に正しく計算されているとは認めがたい。

法人の「引当金の計上基準」は下記のとおりとなっている。

1. 賃貸借事業推進積立金（653,970円）

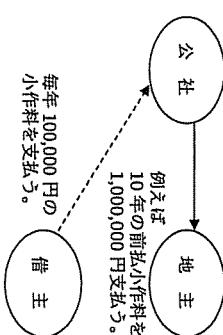
農地保有合理化事業実施規程第16条第2項の規定に基づき、前払小作料の1%に相当する額を計上している。

2. 用地価格変動等準備金（17,664,592円）

公社が買い入れた農地等が売却時において経済情勢等の変動により損失が発生したとき及び災害により損失が発生したとき、並びにその他公社運営上必要なときに補填する財源として計上している。

3. 就農支援資金免除引当金（2,006,157円）

引当金の計上基準の記載はない。



※借主の所得が20%減少したときは、借主は公社に対して原額請求してくるが、公社は地主には差額を請求できないため積立金を計上するのである。

4. 上記とは別に賃剝引当金の計上が現状ないので、賃剝引当金について計上を検討すべきである。

引当金の取り扱いについては、平成14年12月10日に(社)全国農地保有合理化協会会長名で、都道府県農業公社代表者宛に「農地保有合理化推進事業関係引当金等処理基準」の改正通知が発せられている。

改正内容の概要是次のとおりである。

(1) 賃借対照表に表示する引当金は、合理化事業用地損失引当金、賃剝引当金、小作料減額引当金とする。

賃貸借事業推進積立金は、後述の「農地保有合理化促進事業関係引当金等処理基準」の改正通知によれば、まず科目を「小作料減額引当金」とし、引当金の額は、小作料減額請求による損失に備えるため小作料債権額に過去の減額請求率を乗じることになるが、その場合公社では、ほんとゼロとなるため計上が必要性がない。また、昭和58年11月1日制定の財團法人山梨県農業振興公社農地等賃貸借事業推進積立金運用規程も見直すべきである。

賃貸借事業が終了しているものについては、賃貸借期間中に積み立てられた積立金がそのまま残っている。また、当該積立金の対象となるべき賃貸借事業の一部で積立金を徴収していないものがあり、実態と147,429円乖離していた。

平成19年度末の積立金の計上額は、653,970円であるが、計算ミスにより18,217円の計上漏れが認められ、実際は672,187円となる。

2. 用地価格変動等準備金は、寄付行為第18条を援用して運用益に余剰が生じたときじ計上している。

しかし、後述の「農地保有合理化推進事業関係引当金等処理基準」の改正通知によれば、まず科目を「合理化事業用地損失引当金」とし、引当金の額は、農地保有合理化事業により保有する農地等の時価が取得価額（簿価）より下落したとき回復する見込があると認められる場合を除き、取得価額と時価との差額を計上するものとする。

従って、現状の考え方を修正し、引当金を計上基準に従って計上すべきである。また、公社の平成6年4月1日に制定している「財團法人山梨県農業振興公社用地価格変動等準備金処分規程」の見直しもあわせて行う必要がある。

合理化事業用地損失引当金は評価性引当金であるため、貸借対照表においては負債の部ではなく合理化事業用地（資産）の控除項目として表示する。

3. 就農支援資金免除引当金は、現状の就農支援資金貸付償還免除規程に基づくと最終償還年度の償還金額の一部（10%以内）を免除することになっているため、引当金を計上しているものである。従って、今後計上するのであれば引当金の計上基準を明確にして現在過大となっている金額は取崩す必要がある。

(財)山梨県農業振興公社

13-(4)

(3) 貸倒引当金は、農地保有合理化事業その他の関係事業の実施により保有する債権額に過去の貸倒率を乗じて算定する方法、債権ごとに個別に貸倒の可能性及び金額を見積もり算定する方法又はこれらを組み合わせる方法により算定して得た金額を計上するものとする。

(4) 小作料減額引当金は、農地保有合理化事業の実施の結果発生する小作料債権額に過去の求による損失に備えるため、同事業の実施により保有する小作料債権額に過去の減額請求率を乗じて得た額を計上するものとする。

(5) 公社は、引当金を設定する場合、個別又は包括的引当金取扱要領を制定するか、又は経理規程等の中に規定を盛り込むことにより、すべての引当金についての取扱い方法を規定するものとする。

(6) 改正後の引当基準を適用する時点において、過去に計上した引当金については、(2)から(4)により整理した後、なお残余がある場合は、正味財産に繰り入れるものとする。

商業法人登記の登記簿謄本において、登記事項の「資産の総額」が登記簿上300万円と登記されているが、実際は664,283,067円である。役員の登記変更時にあわせて、「資産の総額」の登記の修正を行うべきであったが、平成20年12月1日以降特例財団法人・特例社団法人については、「資産の総額」について職権抹消されることとなった。

購入時

	借 方	貸 方
①	合理化事業費 (用地買入費)	預 金
②	合理化用地	合理化事業収益 (用地等原価)

売却時

	借 方	貸 方
③	預 金	合理化事業収益
④	合理化事業費 (用地等原価)	合理化用地

売却時はこの処理で良いが、購入時には以下の仕訳のみにすべきである。

	借 方	貸 方
①	合理化用地	預 金

(2) 当公社では、土地改良事業に関する工事積算業務を主に受託しており、その収益及び費用は、それぞれ「受託事業収益」と「受託事業費」に計上されている。平成19年度については、受託事業収益、受託事業費とともに13,577,178円が計上されていたため、受託事業費の原価の集計方法について確認したところ、直接業務を行っている職員の人件費、直接費について

(財)山梨県農業振興公社

13-(5)

集計されているものの、間接人件費、間接経費については、19年度に専務所建物の改修工事に伴う仮事務所への移転や改修後の新規契約、更には7月に新たに山梨県就農支援センターを併設したこと等から、実績の調査中であり、按分基準はまだないとのことであった。また、直接業務を行った職員の人件費についても業務従事日数の記録はあるものの、作業時間等に基づいた集計がされていなかった。

間接経費については、合理的な按分基準を早急に定め、毎期継続して適用すべきであり、直接人件費についてはより詳細な日報等により、作業時間と単価により実際の原価を把握すべきである。

就農支援資金の原資は山梨県より平成7年度3,000万円、平成8年度3,000万円、平成9年度3,000万円を借り受け、平成18年度4月30日から返済が始まり、平成19年度までに8,206,000円を返済したため90,000,000円-8,206,000円=81,794,000円の借入残となっている。

(単位：千円)

償還年月日	償還金額	償還年月日	償還金額	償還年月日	償還金額	償還年月日	償還金額	計
H18.4.30	1,377					H18.4.30	1,377	1,377
H18.10.31	1,363					H18.10.31	1,363	1,363
H19.4.30	1,363	H19.4.30	1,377			H19.4.30	2,740	④
H19.10.31	1,363	H19.10.31	1,363			H19.10.31	2,726	
H20.4.30	1,363	H20.4.30	1,363	H20.4.30	1,377	H20.4.30	4,103	
H20.10.31	1,363	H20.10.31	1,363	H20.10.31	1,363	H20.10.31	4,069	
H28.10.31								
		H29.10.31						
計	30,000	計	30,000	計	30,000	計	90,000	

借入額 90,000千円 - ④の合計8,206,000円 = 81,794千円(平成20年3月31日残高)

就農支援資金貸付状況は、次のとおりである。

一方、公社のこれまでの貸付額は100,407,000円、借入者からの償還額は56,281,000円、同償還延滞額は4,134,000円で、貸付残額は40,042,000円である。

(単位：千円)

年度	貸付日	借入者	貸付金額	既償還額	償還延滞額	貸付残額
H7	H8.3.21	1	1,800	822	0	987
H7 ↓	H8.3.21 ↓	2	1,800	822	0	987 ↓
H18	H19.2.21	75	687	0	0	687

(財)山梨県農業振興公社

13-(6)

就農支援資金の延滞額は 4,134 千円あり、償還金の延滞に係る違約金については、「就農支援資金借用証書特約条項」第 5 条で次のように定められている。

(違約金)

第 5 条 債務者は、償還期限又は一時償還を要求された場合の公社が指定する期日に償還金の支払をしないときは、その期日の翌日から支払の日まで支払うべき金額に対し、12.25% の割合で計算した違約金を公社に支払う。

償還金延滞に係る平成 19 年度末の違約金未収額は 948,200 円となるが、計上されていた額は 322,573 円であった。原因は、平成 17 年度以前の違約金未収額 625,627 円の計上がされていなかったもので、今後この分の違約金も未収金として計上すべきである。

長期保有農地 13 件の明細は下記のとおりである。
長期保有農地の処分状況

買入 年度	作物名	面積	買入額	金利	簿価	平成 17 年度		平成 20 年度		想定 売却額	実質 損失額
						評価額	評価損	評価額	助成金 損失額		
平成 3 年度	富士河口湖町 富士ヶ嶺①	12,007.02	18,736,600	10.472,414	29,204,914	12,007,020	△17,201,894	★ 4,850,836	5,257,605	△1,888,579	
4 年度	富士河口湖町 富士ヶ嶺②	11,994.00	16,274,540	7,758,622	24,032,002	9,384,000	△14,228,902	★ 3,950,916	4,355,922	△1,517,282	
5 年度	甲斐市若林字 西原	27,188.00	24,674,425	10,889,732	35,584,657	11,448,216	△24,116,441	★ 2,930,004	6,401,638	△2,116,574	
6 年度	南アルプス市 布引字古中	238.00	4,283,400	2,308,029	6,591,429	236,000	△6,355,229	5,838,930	1,186,457	1,454,317	
7 年度	山梨市南字 長尾	597.00	3,690,000	1,843,121	5,443,121	361,000	△5,082,121	378,458	979,762	997,280	
8 年度	山梨市南字 南アルプス市 上宮地	1,001.00	7,507,500	3,354,535	10,672,035	1,001,000	△9,871,036	1,382,381	1,956,966	2,338,347	
9 年度	南アルプス市 北野字南小金	793.00	5,997,459	1,421,632	7,419,111	1,919,060	△5,500,051	★ 646,255	1,335,440	62,675	
10 年度	南アルプス市 甲斐市王子 青目坂	5,955.27	8,570,654	392,280	9,282,934	8,977,905	△283,029	8,977,905	—	—	
11 年度	南アルプス市 甲斐市 下岩下地沢 宇平	1,189.00	1,977,307	51,02	2,023,309	1,545,700	△482,609	1,117,660	355,096	△62,944	
12 年度	山梨市正表 寺守山ノ井	613.00	2,000,219	603	2,000,622	1,332,500	△653,222	857,567	360,146	△314,765	
合計		42,402.29	139,039,352	39,095,100	178,134,452	14,300,015	△104,065,439	5,249,917	27,159,006	6,040,190	

★印は平成 17 年度の評価替え後さらに 50% 以上地価額が下落しているものである

(財)山梨県農業振興公社

13-(7)

(1) 固定資産のうち車両運搬具について、現在 2 台保有しているが、貸借対照表上に計上されているものは 1 台だけである。また、工具器具備品について、現状計上されているものは 5 件であるが、現在はすべて存在しないため固定資産廃却損を計上すべきである。

(2) 農地の売買代金の収入行為 884 万円について、決裁規程では専務理事決裁であるが、課長、参事、事務局長までの承認であったので決裁規程に準拠して対応すべきである。

(1) 車両運搬具については、平成 8 年度補助事業で、195 万円程でウイングロードを購入したが、資産計上が漏れていた。

公社の会計規程には、いくら以上のものを資産計上するかが明確になっていないので、改善しておく必要がある。少なくとも 195 万円以上のものを全額費用処理してしまうことは内部統制上望ましくない。

工具器具備品は下記のものが固定資産として計上されていたが、現状はすべて存在しないものである。また、金額が 10 万円未満なので、できれば購入時に消耗品費として計上しても問題ないものである。

取得年月日	摘要	取得額	帳簿額
1 昭和 49 年 11 月	ファイリングキャビネット	22,000	880
2 昭和 49 年 11 月	回転椅子	12,000	480
3 昭和 56 年 6 月	スチール書庫	19,000	760
4 昭和 56 年 6 月	スチール書庫	10,000	400
5 昭和 56 年 6 月	衣装ロッカー	61,100	2,444
		124,100	4,964

(2) 農用地の売買代金の収入行為について、決裁規程に準拠していないものがかった。
決裁規程第 4 条(4)に「金額 500 万円以上 2,000 万円未満の収入及び支出負担行為の決定に関する」とは専務理事の専決事項となっているが、884 万円の土地売却收入行為について専務理事の決裁なし(課長、参事、事務局長までの承認はあり)に実行されていた。

(財)山梨県農業振興公社

13-(8)

山梨県の耕作放棄率は、14.7% (平成 17 年度農林業センサス) と全国 2 位の高い水準となっている。

近年、農家の扱い手の減少や高齢化等により、耕作放棄地が増加しており、病害虫の発生や有害鳥獣の繁殖など農業生産への影響はもとより、農村景観の悪化など、様々な問題を引き起こしている。

今後、(財)山梨県農業振興公社は、県内耕作放棄地解消のため、農地保有合理化や担い手対策等の機能を活用し、県、市町村及び農業団体等と一体的に実効性のある対策を実施していく必要がある。

耕作放棄地の現状と今後の目標
山梨県の 2005 年における耕作放棄率は 14.7% と全国 2 位の高い水準となっている。

耕作放棄地 3,252ha ÷ (3,252ha + 経営耕地面積 18,931ha) = 14.7%

目標	2005 年 → 2012 年	2000 年 → 2005 年	2000 年 → 2005 年
	2005 年 → 2012 年	2000 年 → 2005 年	2000 年 → 2005 年

「山梨県耕作放棄地再生活用指針」によると、①主に農業生産活動の展開を図る農地、②多様な活用方策により農村振興を図る農地、③その他の農地に 3 区分し、農地との有効活用や市民農園の整備、二地域居住などを促進して 5 年間で耕作放棄率を 6.2%まで引き下げる方針である。

(財)山梨県馬事振興センター

14-(1)

棚卸資産に計上すべき飼料・敷料・医薬材料の貯蔵品が約 242 万円在庫として残っているので、今後は期末に棚卸を実施し、在庫金額を貯蔵品として資産計上すべきである。

平成 19 年度の事業費の飼料費・敷料費・医薬材料費の金額は次のとおりである。

飼 料 費	6,942,309 円
敷 料 費	1,864,337 円

上記の飼料費・敷料費の 3 月下旬の購入量・購入金額は次のとおりである。

飼料費		19年4月～20年3月中旬	20年3月20日～3月31日	合計
品名	数量			
まきば王	数量 金額	420kg 1,474,668円	197,260kg 1,671,948円	460kg 13,400kg
ふすま	数量 金額	341,580円	378,900円	
～～キュー～	数量 金額	8,000kg 386,000円	2,000kg 91,000円	10,000kg 427,000円
大英アーペン	数量 金額	7,200kg 356,256円	2,000kg 84,000円	9,200kg 423,132円
皮むき	数量 金額	356,256円	66,876円	73,397t 3,944,859円
USデモニー	数量 金額	49,201t 2,543,039円	10,000kg 401,620円	59,201t 2,944,659円
ブレミアム	数量 金額	85kg 96,470円	55kg 96,470円	
その他	数量 金額			
	金額	5,148,013円	140,520円	6,942,309円

敷料費		19年4月～20年3月中旬	20年3月20日～3月31日	合計
オガ粉フレー ナ大型	数量 金額	965kg 1,586,039円	171kg 18,830円	1,140kg 1,884,337円

期末在庫として残っているもの
と考えられる金額

2,072,600 円

医薬材料費 1,189,902 円についてはヒアリングの結果、平成 20 年 3 月 31 日には約 3 割残っていたということで 1,189,902 円 × 0.3 = 356,970 円が在庫と考えられる。従って、飼料費・敷料費・医薬材料費を合計して平成 19 年度末に在庫として残っている貯蔵品（資産）の額は 2,429,570 円となる。（財）山梨県馬事振興センターの方で飼料は、タンクの中に入っていて量の把握が困難であるとの話しがあったが、タンク内に例えば紐をたらし、その長さによってタンク内の量を言えるよう事前の対応が必要と考える。敷料のオガ粉フレー大型も倉庫に入れた時の山の高さ等、経験的に量を推測して棚卸することも重要である。

(財)山梨県馬事振興センター

14-(2)

平成 13 年 5 月にフジインテック舗から 12 年のリース期間で 50 屋舎分の仮設廄舎を借り受け年間 100 万円支払い、契約時に基本契約料として 500 万円を支払っている。しかし、平成 13 年 3 月 30 日のリース契約書では、1 屋舎 1 日に 1,000 円の基本使用料となっており、50 屋舎で 1 日 50,000 円の使用料を負担するものとされ、基本契約料として 1 屋舎 10 万円が明記されている。

従ってリース料の契約支払額と実際支払額が異なるため、契約内容を再度明確にする必要がある。また、基本契約料 500 万円についてはリース期間に渡り費用計上すべきものである。

平成 13 年 5 月にフジインテック舗から 12 年のリース期間で 50 屋舎分の仮設厩舎を借り受け年間 100 万円の支払をおこなっている。なお、この契約時に基本契約料として 500 万円を支払っている。

この 50 屋舎は、全日本ジュニア乗馬大会の開催地（10 年間）に当振興センターが選ばれたことからリース契約したものであり、当振興センターに通年保管され 365 日使用可能な状態となっている。

平成 13 年 3 月 30 日におけるこのリース契約書を紐解いてみると仮設厩舎のリースに向け、1 屋舎 1 日に 1,000 円の基本使用料となつており、50 屋舎で 1 日 50,000 円の使用料を負担するものとされ、基本契約料として 1 屋舎 10 万円が明記されていた。

この契約書では年間 100 万円のリース料は明記されておらず、フジインテック舗と口頭で合意し、平成 13 年から年額 100 万円を支払っているとのことであった。

他方、リース契約であるならば所有者はフジインテック舗であるにもかかわらず、平成 20 年 3 月 27 日から平成 20 年 3 月 31 日までの 5 日間水口乗馬大会仮設厩舎として上記物件をフジインテック舗に 1 屋舎 1 日 5,000 円として 50 屋舎分をレンタルし、125 万円受領している。

このように、契約書上、年間リース料をいくら支払うのかが明示されておらず、年間 100 万円支払っていることの根拠に乏しく、100 万円を超える請求がかかるこの物件の所有権が誰に属するのか疑義のあるところである。

このため、フジインテック舗と協議し不明事項が明瞭となるような覚書なりを取り交わすべきである。

なお、契約時に支払った契約料 500 万円はリース契約期間に渡り費用計上すべきであった。借入料として次のように支払った。

平成 20 年 2 月 14 日 1,000,000 円

〔競技会開催用で 12 回の年払〕

(財)山梨県馬事振興センター

14-(3)

販売をレンタルして収入に計上
平成20年3月31日 1,250,000円
〔 フジインテックから受領
仮設販売 当振興センターが
リースを受けているものを貸した。〕

リース契約書	仮設販売
品名	仮設販売
数量	50販売
契約金額	100,000／1販売
基本使用料	1日 1,000円／1販売

今後退職する職員の退職給付引当金の額について、平成19年4月1日に改正した「職員退職給与規程」では、(1)他法人から当法人へ転籍になったものの取扱い、(2)退職金算定の基本給が平成18年4月5%カットされたが、退職金の計算はそのカットされた額で行うか否かについて、現状の退職給付引当金が正しいかどうか判断できない。従って、職員退職給与規程の見直しが必要である。

(1) 今後退職する職員の退職給付引当金の額の算定にあたり、(財)山梨県馬事振興センター以外の山梨県馬術連盟にいた勤続年数を通算して算定する者がいるが、この取扱いについて「職員退職給与規程」では何も規定されていない。勤続年数を通算している職員は、昭和62年度から(財)山梨県馬事振興センターに採用されたが、それ以前の昭和58年度から通算している。昭和58年度から通算している理由は、山梨県が県有馬の管理を昭和58年度以前から委託していたが、昭和61年度まで山梨県馬術連盟に管理委託し昭和62年度から(財)山梨県馬事振興センターに管理委託してきたことによるものである。この件について、

- ①昭和62年度の採用時には勤続年数の通算はなかった。
- ②平成7年度に協議事項として資料が残っている。但し、予算には織り込んだ形跡がある。

③「職員退職給与規程」には定めがない。

以上から、理事会の承認を得たうえで「職員退職給与規程」を変更する必要がある。変更の例としては、次のものが考えられる。

(勤続期間の計算)

第4条

1. 退職手当の算定の基礎とする勤続期間は、センターの職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間を通算する。
2. 山梨県教育委員会より県有競馬の委託先が山梨県馬術連盟から当センターに変わったことに伴う職員の勤続年数については、山梨県馬術連盟に勤続していた4年間を加えた期間を以って勤続年数とする。

(2) 山梨県は平成18年1月に給与の見直しを行い基本給を5%カットしたが（当時の現給は保証されていた。）、退職金の計算の基本給は5%カット前で計算することになった。この関係で多くの出資法人では、平成18年4月から基本給を5%カットしたが、退職金の計算の基本給は5%カット前で計算することとした。しかし、(財)山梨県馬事振興センターの退職給付引当金の計算は基本給5%カット後で計算されている。他の出資法人と同様基本給5%カット前で対応するような「職員退職給与規程」にはなっていない。基

(財)山梨県馬事振興センター

14-(4)

本給5%カットしたことが、今後退職金をどう支払うかについて明確にしないまま今日に至っているので、この件について職員退職給与規程の見直しが早急に必要と考える。

(3) (1)、(2)が仮に問題ないとした場合でも退職給付引当金が46,293円過大に計上されていた。退職給付引当金は「重要な会計方針」の中の「引当金の計上基準」で明確にされているため、通常正確な引当金を計上することが必要である。

(4) 長坂消防署の査察を受け、消防用設備を有資格者に点検させ消防署長に報告すること（消防法第17条の3の3）という査察結果通知書を平成19年7月13日に受け取っているが、その後点検結果を報告していない。

(5) 同一人に領収書を2重で発行しているので、片方は「再発行」の旨を記載すべきである。

(4) 山梨県馬術競技場使用券の受払管理が行われていないので、期末在庫枚数の確認を行うと同時に受払管理する必要がある。

(5) 馬術競技場施設使用料が使用料金表と異なる低い料金を実際に徴収しているので、料金表の改定をする必要がある。

(1) 長坂消防署の査察を受け、消防用設備を有資格者に点検させ消防署長に報告すること（消防法第17条の3の3）という査察結果通知書を平成19年7月13日に受け取っているが、その後点検結果を報告していない。

(2) 火災保険に加入していない建物として、国際厩舎(取得価額39,459,000円)、屋外トイレ（取得価額6,694,000円）、その他寄附棟・役員室、農機具・飼料倉庫、外来厩舎132馬房がある。付保されている他の厩舎とほぼ同程度、または、それ以上の価値があるので火災保険に加入する必要がある。または、現状火災保険に加入している物件でも付保金額が過小のものもあるため再度見直しを検討する必要がある。

(3) 領収書を同額で同一人に対して2度発行している。このため2度目の領収書発行時は平成×年×月×日付の再発行と記載すべきである。領収書を紛失したとして悪用されないとも限らないためである。

(4) 山梨県馬術競技場使用券10枚セット(1枚1,050円)で10,500円が約150冊、バラ券の1,050円が約50枚程あり、また、10枚セット(1枚525円)で5,250円が約150冊金庫に保管されていた。このうち10枚セット(1枚525円)は現在使用されておらず、今後も使用見込がないとのことであるので処分する必要がある。さらに1枚1,050円の10枚セットは受払管理を行い、年度末に在庫枚数が一致するか確認することが必要である。

(財)山梨県馬事振興センター

14—(5)

(5) 馬術競技場施設使用料の料金表が平成16年4月1日改正されたものが

あるが、現在販売している料金は当該料金表より相当低い金額である。

料金表が実態に合わないのであれば、改定する必要がある。

使用料(1日当たり)(単位:円) (平成16年4月1日改正)	使用料金表の正規料金	実際の徴収金額	差額
使用施設 使用料			
参加馬 (一般)52,500円	S大学4頭4日間	S大学4頭4日間	
合宿 訓練 20頭以下 (学生)26,250円	26,250円×4=105,000円	延日数44、1日2,625円 63,000円	16日×2,625円=42,000円

過去3年間次期繰越し支差額が240,937円少なく計算されていた。過年度に遡って原因を調査する必要がある。最終的に原因が不明であるならば、平成20年度において前期繰越し支差額を240,937円増加すべきである。

次期繰越し支差額は当該法人の資金の範囲によって額が確定するが、一般的には次のように金額が一致しているか確認して、もし不一致な場合は会計処理のどこかに誤りがあると考え、再点検する必要がある。当法人の平成19年度の決算数値を基に不一致の有無を確認してみると、次のとおりとなる。

収支計算書		貸借対照表	
当期収入合計	A	93,326,931円	流動資産
前期繰越し支差額		4,166,411円	普通預金 ①6,164,493円 (注)
収入合計	B	97,493,342円	流動負債
当期支出合計	C	93,130,572円	未払金 ②
当期收支差額	A-C	196,359円	預り金 ③
★次期繰越し支差額		4,362,770円	719,965円
		①-②=	4,603,707円
		不一致額	240,937円

(注)当財団法人の流動資産の中に特定預金(固定資産)28,956,082円も含めた誤った会計処理をしているので当該金額を除いた。

$$35,120,575円 - 28,956,082円 = 6,164,493円$$

同様のチェック方式で平成17年度、平成18年度を行ってみるとすべて240,937円の不一致額が発生している。従って、過年度に遡り当初不一致が発生している年度を確定し、原因を調査すべきである。もし、過去に遡って調査をしても内容が不明確ならば、上記収支計算書の★印の次期繰越し支差額4,362,770円+240,937円=4,603,707円にして平成20年度に繰越していく必要がある。

(財)山梨県馬事振興センター

14-(6)

- 就業規則、会計処理規則、職員退職給与規程、曾理規程について、その整備及び運用状況が適切でないものがある。例えば、エアコン設置工事634,200円を修繕費として費用処理しているが、会計処理規則では10万円以上は有形固定資産に計上することになっている。
- 決算報告書が新公益法人会計基準に準拠して作成されていないところが散見されるので準拠することが必要である。

- (1) 就業規則第6条で職員として採用された者は次の書類を提出することになっているが、このうち①、⑤の提出がなされていない。

- ① 身元保証書 契約書
- ② 厚生年金保険等被保険者証

- ③ 前歴先の所得税源泉徴収票
- ④ 扶養親族届
- ⑤ 戸籍抄本又は住民票の写し

(2) ① 会計処理規則第26条(固定資産)「固定資産とは、耐用年数1年以上で、かつ取得価格10万円以上の有形固定資産及びその固定資産をいう。」とある。しかし、馬術競技場審判棟・役員室棟エアコン設置工事634,200円を平成19年9月5日に支払ったとき什器備品として固定資産(耐用年数5年で減価償却)に計上しなければならないのに修繕費として費用処理されていた。正しい会計処理する必要がある。

また、平成20年3月28日に146,400円のストーブを購入し管理用品費として経理処理しているものも規則上は10万円以上であるため備品として資産計上する必要がある。

- ② 会計処理規則第30条(計算書類の作成)センターは毎事業年度終了後、速やかに事業報告書及び決算書類を作成し、理事会の承認を得る。

- (イ) 正味財産増減計算書

- (ロ) 貸借対照表

- (ハ) 財産目録

上記「計算書類の作成」、「決算書類を作成」は、新公益法人会計上は、「財務諸表の作成」、「財務諸表を作成し」に変更する必要がある。また、平成20年12月1日以降開始する事業年度より上記財務諸表は、(イ) 正味財産増減計算書(ロ) 貸借対照表となり、その他に附属明細書および財産目録を作成することになった。

(3) 職員退職給与規程は、他の法人から当法人へ移籍した者についての①勤続年数の通算の問題、②平成18年度における職員の基本給5%カット分を退職金の計算にあたりカット後で行うか、カット前で行うかが規定されていないため、職員退職給付引当金が不明確となっている。

(4) 山梨県馬術競技場管理規程第5条(使用の許諾)「理事長が使用を承諾したときは、使用承諾書(様式第2)を発行する。」とあるが、現状使用承諾書は一切発行されておらず、また様式第2の使用承諾書そのものもない。山梨県馬術競技場管理規程に準拠した運用が必要である。

2. 決算報告書が新公益法人会計基準に準拠していないもの、または会計処理・表示方法に誤りがあるものは次のとおりである。

項 目	現 状	改 善 策
流動資産の中に建設改良積立預金という特定資産が28,956,082円含まれているので表示を改めるべきである。	現 流動資産 普通預金 8,388,127円 定期預金 20,000,000円 未 収 金 6,638,600円 預 け 金 23,670円	現 流動資産 未 収 金 6,070,645円 預 け 金 23,670円
貸借対照表の固定負債の退職給与引当金の科目を正しくする。	(2)特定資産 建設改良積立預金 28,388,127円 建設改良積立未収金 567,955円	固定資産 退職給与引当金
貸借対照表の固定資産の(3)その他の固定資産の科目を正しくする。	その他の固定資産	その他固定資産

3. その他

(財)山梨県馬事振興センター内に自動販売機が3台あるが、当該自動販売機の手数料收入は、職員の親睦会の収入となっている。自動販売機2台の電気代は、親睦会より徴収しているものの、残り1台はセンターの負担となっている。さらに設置に伴う行政財産使用料は一切徴収されていない。思うに手数料收入がすべて職員の親睦会の収入となるならば、すべての自動販売機の電気代および行政財産使用料は親睦会から徴収すべきである。また、自動販売機の設置使用許可も取る必要がある。

(財)山梨県馬事振興センター

14-(7)

- (1) 畜安研受託事業収入に係る契約につき印紙の貼付を必要とすべきものが
あるが、貼付していないので今後貼付する必要がある。
- (2) (財)山梨県馬事振興センター主催の競技大会の参加料、広告宣伝費を法
人名義の口座でなく、事務局長名の口座(個人名義預金口座)に入金してい
るので、(財)山梨県馬事振興センター名義の預金口座とすべきである。
(3) 役務費、飼育奨励費、研修費について源泉徴収が必要とするものが徵收
されていないので今後は源泉税を徵收すべきである。

- (1) 次の契約書について印紙の貼付がないので、本来は印紙貼付が必要である。

金額	契約期間	契約内容
3,500,700	19.4.1~19.6.13	ロメフロキサシン安全性試験
2,296,080	19.9~20.2	VFK-1000の馬における安全性試験
5,125,680	19.11~20.1	馬鼻肺炎(ER-)生ワクチンの馬における安全性試験
10,892,460		

- (2) (財)山梨県馬事振興センター主催の競技大会である山梨グランプリ大会の
参加料、広告宣伝費等 3,103 千円が事業収入として計上されている。この
収入の入金口座については、法人名義口座ではなく事務局長名の預金口座
(山梨グランプリ 代表事務局長名)に入金されている。
この収入合計額 3,103 千円は平成 19 年 11 月 8 日に馬事振興センター名
義の預金口座に振り替えられ、一旦口座残高を零としている。その後平成
20 年 2 月 10 日に普通預金利息 1,169 円が入金され、1,169 円そのまま平成
20 年 3 月 31 日の預金残高となっている。この平成 20 年 3 月 31 日預金残
高は法人の資産として計上されていない。
法人名義以外の口座名義としている理由は、入金確認を簡易に行えるよ
うにするためであるが、(財)山梨県馬事振興センターの金員があるので、法
人名義の預金口座とすべきである。

- (3) 役務費 飼育奨励費 研修費について源泉徴収を要するもの
(財)山梨県馬事振興センター主催の競技大会である山梨グランプリ 2007
の競技役員に対する謝礼としてその程度に応じ日当①15,000 円 ②10,000
円 ③7,000 円に分け総額で 757 千円を支給している。この謝金については
源泉徴収を要するものであるにもかかわらず、源泉徴収がされていないこ
とから今後は源泉税の徵収をすべきである。

参考数値

支払日	支払金額	内 容
平成 19 年 7 月 31 日	774,000	各入賞者明細別添
平成 19 年 8 月 6 日	20,000	堀田氏(グランプリ 16-MD 2 位)
合計額	794,000	

研修講師料についても徵収義務があるので同様である。

参考数値	支払日	支払金額	内 容
	平成 19 年 6 月 20 日	10,000	研修生講義講師謝礼 松田先生
	平成 20 年 2 月 26 日	10,000	馬事手入れ講習 米山講師
	合計額	20,000	

(株)山梨県馬事振興センター

14-(8)

平成19年度における正味財産増減計算書（一般の会社で言えば損益計算書）が現状新公益法人会計基準および公益法人会計基準に関する実務指針に準拠していないので、公益法人会計基準等に準拠した決算報告書を作成する必要がある。

平成19年度の正味財産増減計算書の現状と改善後の報告書は次のとおりである。

正味財産増減計算書
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで (単位:円)

科 目	現 状	改 善 後
I 一般正味財産増減の部		
1 経常増減の部		
(1) 経常収益		
事業収入 補助金収入他 経常収益計	93,326,931	23,036,691
(2) 経常費用	116,363,622	
事業費 管理費 浪曲使用料 経常費用計		→ 23,036,691
当期益常増減額	94,318,349	117,385,040
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益 指定正味財産から受入	23,036,691	▲ 991,418
(2) 経常外費用 特定資産貸却費	23,036,691	▲ 991,418
一般の会社で言う経常利益		
当期一般正味財産増加額	▲ 991,418	▲ 991,418
一般正味財産期首残高	76,755,199	76,755,199
一般正味財産期末残高	75,803,781	75,803,781
II 指定正味財産増減の部		
受取補助金 前期圧縮額繰戻額 一般正味財産への振替額 指定正味財産期首残高 指定正味財産期末残高	239,285,626 ▲ 23,036,691 25,361,082 241,610,017	239,285,626 ▲ 23,036,691 25,361,082 264,646,708
III 正味財産期末残高	317,413,798	317,413,798

(株)山梨食肉流通センター

15-(1)

笛吹市に提出する償却資産税の申告額が1,157百万円申告漏れが発生している。笛吹市に対して行う償却資産税の申告について、概ね平成5年3月から平成19年3月までに取得した機械及び装置で、取得額1,157百万円分について申告が行われていなかった。これらの機械及び装置は大部分がO157やBSE対策として整備したもので、公益性が極めて高い事業であることから旧石和町の資産税担当と相談したことである。

しかし、償却資産税の申告は正しく行う必要があることから、全額申告した上で、当社の役割が県と連携して県内の食肉流通拠点として安全な食肉を供給し、円滑な食肉取引を推進する地方卸売市場として役割を果たしていることから、笛吹市と正式な减免手続を行う必要がある。

償却資産税の申告は取得額ベースで行うが、資産の種類別に次のような申告漏れが平成20年度発生していた。

資産の種類	申告取得額 ④	実際取得額 ⑤	⑤ - ④ 申告漏れ額
構築物	82,247,000円	82,141,843円	(注) ▲105,157円
機械及び装置	191,496,529円	13,343,642,803円	1,152,46,274円
工具、器具及び備品	16,416,000円	21,701,800円	5,285,800円
合 計	290,159,529円	1,447,486,446円	1,157,326,917円

(注) 構築物のみ過大申告となっていた。

上記の他、会社構内で作業するフォークリフト的なものでホイルローダーも車両NOがないため原則として償却資産税の対象となる車両運搬具である。この車両の取得額は2,180,000円であるが申告が漏れていた。

(株)山梨食肉流通センター

15-(2)

- 平成15年8月分の給与 183,972円が未払のまま現金として保管され、そのうち60,500円を現金管理者が借用していた。
- また、パート代の給与も4件未払のまま現金で保管されていた。このため、現金管理者が借用していたものは返済してもらい、未払の給与5件は早急に本人に連絡をとり、支払う必要がある。
- また、5年前退職者の年金手帳も保管しているので、早急に本人に返還することが必要である。
- 山梨県食肉消費者推進協議会より会議室使用料 56,000円を(平成15年頃)もらっていたが、簿外となっていた。
- 生産者出荷組合(フジザクラ出荷組合)から平成11年6月27日 130,000円をもらい、70,000円を使用し残り60,000円が現在残っていた。その他平成10年11月22日ゴルフ有志会の9,479円もあり、返金する必要がある。
- 一年前に退職したH氏の小銭入れ(1,035円)も保管しているため返金の必要がある。

- 給与・パートの未払額を現金で保管していたものは次のとおりである。

給与・パートの別	氏名	給与支給の 対象月又は日	金額	摘要
給与	M・M	平成15年8月	183,972円	現金管理者が 60,500円 借りていた。
				183,972円 - 60,500円 = 123,472円が現金と して保管されていた。
パート代	S・H	(不明)年7月1日	6,725円	
パート代	K・H	平成15年10月	3,711円	
パート代	Y・T	平成19年1月	8,190円	
パート代	M・I	平成19年秋頃	5,850円 0	
				208,448円

- 5年前退職者の年金手帳を保管していたもの

氏名	摘要	要
M・M	厚生年金保険	記号 3,610 番号 42×××

3. 山梨県食肉消費者推進協議会より会議室使用料 56,000円は簿外のため、現状では帳簿に入金処理すると同時に雑収入計上する必要がある。

4. ゴルフを行う有志であれば、当該有志会で今後処分方法を決める必要もある。また、当該有志会が解散しているのであればフジザクラ出荷組合に返金するか、または流通センターの雑収入処理することを考える。

例えば、規程により個人所有の車両を社有車として利用する場合、または通常で使用する場合は、次の損害保険に加入しなければならない。というように一定の許可基準を明確にして保険証券などで確認したり車両使用の誓約書をとる必要がある。このことにより、万一の事故に備えることが可能と思われる。

	強制保険		任意保険	
	対人補償	対物補償	対人補償	対物補償
自動車	加入	無制限	1,000万円以上	

会社では、集荷推進のため山梨県から板木県那須郡安濃楽牧場へ、または群馬県、愛知県などもある。社員所有の車両で板木の場合往復で643kmになる。

(株)山梨食肉流通センター

15-(3)

(株)山梨食肉流通センターが山梨県から借りている土地 14,554 m² のうち、約 1/3 が食鶏処理場の部分である。この食鶏処理場は用地の一部が職員駐車場として活用されている以外は空地となっている。建物は県の補助金 348 百万円をかけて建設されたものであるが、食鶏処理を受託していた業者が水道施設の補修を県に依頼したもので、食鶏処理場は撤去した上で土地の有効利用を検討するか、または、借り主である(株)山梨食肉流通センターが食肉公社の清算に要した多額の資金を回収するための業務展開に当該土地及び施設を活用するなどの検討が必要である。

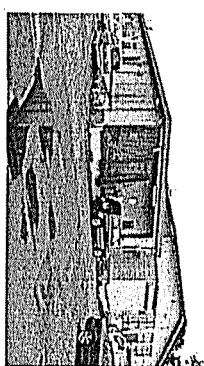
鶏食肉流通センターは次ページ以降において、山梨県から借りている土地の全体を示しており、そのうち食鶏処理場および食鶏管理棟は、施設位置図上に示した箇所であり、約 5,000 m² ある。

また、食鶏処理場および食鶏管理棟の外観および内部の状況を写真で示したもののが後掲の写真である。

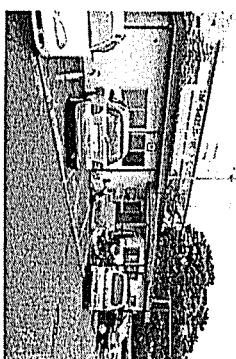
食鶏処理場は、平成 4 年 3 月に全額県からの補助金で完成したものである。補助金により取得したものは、下記のとおりである。

項目	取得年月	摘要	取得金額
(1) 建物	4/3	鶏食肉流通施設整備工事一式	54,619,633
(2) 建物附属設備	4/3	鶏食肉流通施設整備工事一式	35,458,475
(3) 構築物	4/3	鶏食肉流通施設整備工事一式	7,364,465
(4) 機械装置	4/3	鶏食肉流通施設整備工事一式	239,987,427
機械装置	4/3	鶏食肉流通施設整備工事一式	1,800,000
機械装置	9/3	鶏食肉流通施設整備工事一式	9,000,000
			<u>348,230,000</u>

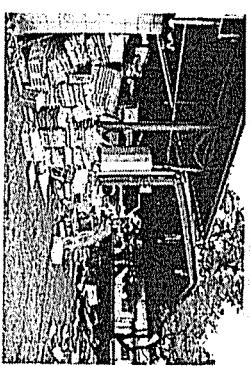
食鶏処理場および食鶏管理棟の外観および内部



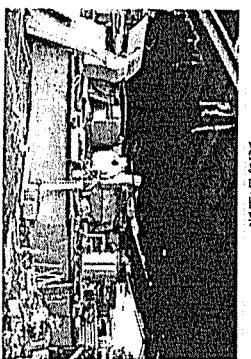
食鶏処理場全体



食鶏管理棟



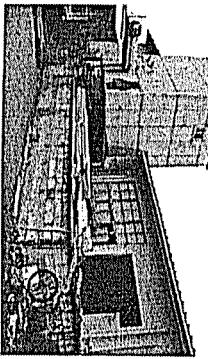
食鶏処理場西側



食鶏処理場西南側



食鶏処理場南側



食鶏処理場北側

(株)山梨食肉流通センター

15-(4)

預り担保物件として定期預金等を41,863,381円預かっているので、決算報告書に反映させることを検討すべきである。

また、預り担保物件について取引がない相手先については返還し、取引額に応じて現状の担保額で妥当であるか否かについても検討する必要がある。

担保物件の中には4社程NTTの全身である日本電信電話公社の割引電信電話債券があり、その償還期限が昭和55年のものであるが、その債券の償還が可能と考えられるため、換金後再び定期預金等として担保をとることを検討すべきである。

1. 預り担保物件として定期預金・有価証券等を預かっているのであれば、当該処理の妥当性を検討する意味からも下記の処理を行い、決算報告書に反映させることも検討すべきである。

(借方)	(貸方)
保管有価証券等	41,863,381 預り有価証券等

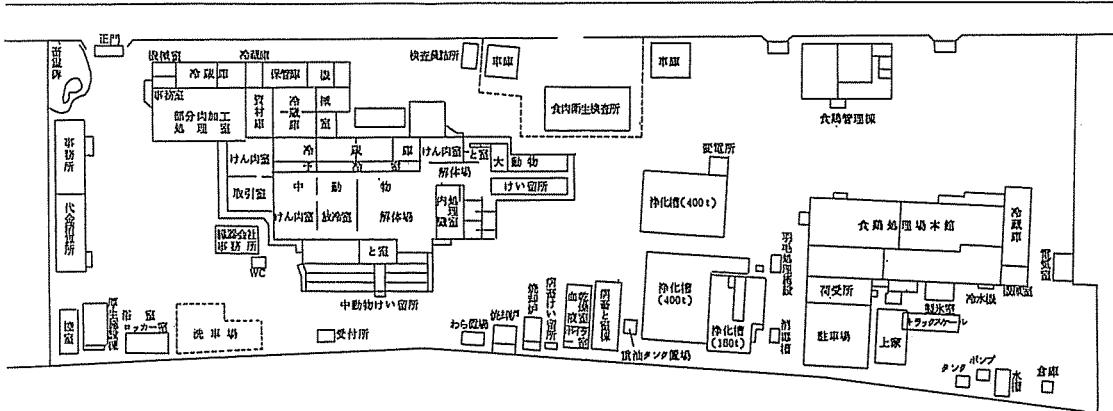
2. 現在預り担保物件は31件あり、担保額の最低は100,000円で、最高は11,350,007円である。百万円以上は9件となっている。預り担保額は取引の金額により適時見直しも必要であり、取引が終了、中止されている7件(1,420,000円)については返還の必要もある。

3. 担保物件の中に日本電信電話公社の割引電信電話債券が下記のとおりである。

会社名・屋号	担保物発行法人	担保物件	金額(額面)	最終償還期限
N	日本電信電話公社	割引電信電話債券	160,000円	昭和55.9.25
T	日本電信電話公社	割引電信電話債券	140,000円	昭和52.9.25
K	日本電信電話公社	割引電信電話債券	200,000円	昭和54.3.25
K	日本電信電話公社	割引電信電話債券	20,000円	昭和50.9.25
			520,000円	

上記のものについて、現在NTTでは換金できないが、業務の委託を受けたみずほ銀行に持参すれば換金できる。償還期限もきており発行体も旧日本電信電話公社であることを考慮すれば、早急に換金を行ってもらい定期預金等として現在の取引額に見合った額を担保物件とする必要がある。

(4) 58年施設配図



(株)山梨食肉流通センター

15-(5)

ペイオフが実施され一金融機関から保証される預金は、決裁性預金を除き1,000万円までとされている。当社の場合、県内の金融機関の信頼度を勘案して信用度に懸念が想定される金融機関に対しては、預金を1,000万円までとすべきと考えるが、現在20年3月31日現在4,908万円預けているため再検討が必要と考える。

平成20年3月31日現在でのA金融機関一社に対する預金残高は、次のとおりである。

番号	金融機関	預金の種別	金額
1	A	普通預金	20,031,982円
2	A	定期預金	9,000,000円
3	A	定期預金	20,000,000円
			49,031,982円

県内の各金融機関はバブル崩壊による不良債権処理を行い、支店の統廃合、人員削減、諸経費の見直しを行っている現状である。各金融機関の体力もそれぞれ異なっているが、当該金融機関へ預ける会社としても会社の維持のため、各金融機関へ預ける預金の対応を慎重に検討していくことが必要と考える。

上記のうち1番の20,081,982円については、平成20年8月21日に無利息型（決裁性預金）に変更したため、財産保全上は問題がなくなった。また、3番の20,000,000円については、平成20年8月22日に解約を行い、1番の口座に振込まれたため、問題点は解消された。

平成20年3月の社会保険料事業主負担分について計上されていない。

平成20年3月分（納付目的）の社会保険料の金額は下記のとおりである。

健康保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金
本人負担	事業主負担	本人負担
587,214	587,214	928,552

この部分の費用計上がなされていない。
修正仕訳を行えば、次のとおりである。

法定福利費	1,531,865	/ 未払費用	1,531,865
-------	-----------	--------	-----------

本人負担の社会保険料は、当月徴収当月納付でない限り、預り金の計上が必要である。

法定福利費	1,515,766	/ 預り金	1,515,766
-------	-----------	-------	-----------

(株)山梨食肉流通センター

15-(6)

受託販売（上場）、買付販売ともに同額の食肉流通センターに対する内部取引が売上高と仕入高の双方に含まれている。その結果、上場売上高、買付業務売上高が内部取引の分だけ過大になり、上場仕入高、買付販売仕入高が同額だけ過大となっている。

	現在	本来
受託販売売上高	3,276,103,914	0
買付販売高	1,163,351,628	1,610,595,075
その他	312,076,173	312,076,173
売上高合計	4,751,531,715	1,922,671,248
買付販売期首在庫	11,771,967	11,771,967
買付販売仕入高	1,003,156,700	1,447,638,284
受託販売受入高	3,273,342,051	3,273,342,051
買付販売期末在庫	10,509,202	10,509,202
売上原価合計	4,277,761,516	1,448,901,049
売上総利益合計	473,770,199	2,828,860,467

買付販売高の差額は買付けている豚の取引高と売買差益の合計である。受託販売売上高と受託販売受入高の差額 2,761,863 円は買付けている豚の売買差益である。

買付けている豚のうち一部はいったん概算で取引しておき、金曜日に精算を行っている。そのため、期末が金曜日以外の場合には概算のまままで決算が行われている。決算日が金曜日以外であっても概算額ではなく確定額で決算を行るべきである。

このような取引についてはいってはいたん生産者に前週の相場等を参考にして決定した価格で取引を行い、取引のあった週の金曜日に金額を確定し、代金清算を行っている。平成19年度末は3月31日が金曜日だったため、概算で行われた取引は1件と少なく、差額は▲7,095円であった。
年度によってはもっと多くの件数が行われることもあるので、決算は確定額で行う必要がある。